

# 治安維持法の成立と改正について（一）

内 田 博 文

- 一 はじめに
  - 二 治安維持令の公布
  - 三 治安維持法の成立（以上本号）
  - 四 治安維持法中改正ノ件
  - 五 一九三四年及び一九三五年の改正法案
  - 六 治安維持法改正法の成立
  - 七 終わりに
- 一 はじめに

周知のように、GHQは、一九四五年（昭和二〇年）一〇月四日、東久邇宮稔彦内閣に対し、ポツダム宣言の「民主的傾向の復活・強化」を求める人権指令「政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限の除去に関する総

司令部覚書」を通牒した。日本政府に求められたのは、(一) 政治犯の即時釈放、(二) 思想警察その他一切の類似機関の廃止、(三) 内務大臣および警察関係の首脳部その他日本全国の思想警察および弾圧活動に関係ある官吏の罷免、(四) 市民の自由を弾圧する一切の法規の廃止ないしは停止、であった。しかし、東久邇内閣はその実行は不可能だとして、翌日、総辞職した。一〇月九日、幣原喜重郎が、連合国軍最高司令官マッカーサーにより就任を了承されて、内閣を組閣した。そして、幣原内閣は、GHQの指令に従って、翌一〇日、獄中の共産黨員ら約五百名を釈放した。一日には、「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ基テ治安維持法廃止等」(昭和二〇年勅令第五五号)により、治安維持法(一九二四年四月二二日法律第四六号、その後、昭和三年及び昭和六年に改正)および思想犯保護観察法(昭和十一年五月二九日法律第二九号)を廃止した。併せて、特別高等警察に対しても解散を命じた。

この治安維持法は、否定されるべき戦前の代名詞として「稀代の悪法」と酷評されるのが一般的である。しかし、積極的に肯定する声も決して小さくはない。ただ、この議論はもっぱら歴史学や政治学等においてなされており、法学におけるそれは、奥平康弘編『現代史資料四五 治安維持法』(一九七三年、みすず書房)、同『治安維持法小史』(二〇〇六年、岩波現代文庫)等を除けば乏しいのが現状である。

治安維持法が刑罰法規であったにもかかわらず、戦後の刑法学がこの議論に関わることも、一部の研究を除いて殆どなかったといえよう。しかし、これを検証し、検証結果を後世に伝えることは、決して無益なことではなからう。刑法、あるいはまた刑法学がどうあるべきかを考える上で、治安維持法の制定過程及び運用過程はまさに「宝の山」ともいえるからである。そこから教訓を引き出し、再び誤りを繰り返さないように、この教訓を生かしていくことは、治安維持法の犠牲者に対して負うべき私たちの責務なのである。

ところで、既に指摘されているように、治安維持法を生み出したのは政党政治であった。当局が立案した法案の議会通過の衝に当たったのは政党政治家であった。政党政治家の要人の中には弁護士も少なくなかった。大正一四年治安維持法の制定に奔走した時の司法大臣の小川平吉もその一人であった。法曹は「稀代の悪法」の「生みの親」であった。しかし、それだけではなかった。当局による法の著しい拡大解釈、法運用に御墨付きを与えたのは大審院をはじめとする裁判所であった。法曹は治安維持法にとって「育ての親」でもあった。

法曹を、「法の支配」と対極のこのような姿に追いやったのは何故であろうか。この点を解明することも法学の課題だといわなければならない。法の制定、運用に関わるが故に、悪法の「生みの親」「育ての親」になる危険性をも法曹は内包しているが、この危険性を制御するシステムを戦後の法曹が確立し得ているかといえ、必ずしもそうではないからである。最近の法制審議会のあり方はその危惧を一層強める。

このような問題意識に基づいて、治安維持法の制定過程<sup>(4)</sup>を詳しく検証したいというのが、本稿の課題である。議会での審議を中心に見ていくことにしたい。これらの点については、未だ検討の余地が少なくないように思われるからである。そして、それは刑法学こそがよく為し得なければならないところのものだといえよう。

なお、治安維持法の運用過程についても、大審院判例等の分析を通じて詳しく検証する必要があるが、この作業は別の論文に譲ることにした。

(1) たとえば、清水幾太郎『戦後を疑う』(一九八年、講談社)などを参照。ここでは、①治安維持法は、制定された一九二五年当時はさしたる問題とならなかった、②治安維持法が制定された後も、マルクス主義の出版物は相当自由認められた、③同時代の欧米諸国も、共産主義に対する取締法を瀬呈しており、ソ連に対する防衛が必要であった、④治安維持法で死刑になった者はいなかった、⑤思想犯の転向は、当局が個人の良心に踏み込むのではなく、

天皇制という日本人の常識を取り戻させるものであった、等と説かれる。

(2) 小田中聡樹『刑事訴訟法の歴史的分析』(一九七六年、法律文化社)、同「治安維持法―一九二八年改正の推進者と反対者」法律時報五〇巻一三号(一九七八年)三〇頁以下、同「昭和前期の治安政策と法―治安維持法の法律的変遷とその適用の概観―」安藤良雄教授還暦祝賀『資本主義 展開と論理』(一九七八年、東京大学出版会)二四三頁以下、同『治安政策と法の展開過程』(一九八二年、法律文化社)、同『刑事訴訟法の史的構造』(一九八六年、有斐閣)等を参照。なお、前掲・小田中「昭和前期の治安政策と法―治安維持法の法律の変遷とその適用の概観」二四三頁によれば、「何といつても昭和前期において典型的な思想弾圧法として猛威をふるったのは治安維持法であり、この取締法規を、如何なる勢力の如何なる行動に適用するかということこそが、治安政策の中心的課題にはかならなかった。」とされる。

(3) 中澤俊輔『治安維持法』(二〇一二年、中公新書)を参照。

(4) 前掲『治安維持法』を参照。なお、前掲『治安維持法小史』九頁以下によれば、治安維持法の時期区分が問題とされ、①治安維持法の準備期(一九二二年二月の過激社会運動取締法案の議会提出まで)、②治安維持法の成立期(一九二五年四月から一九二八年三月まで)、③治安維持法体制の確立期(一九二八年三月から一九三三年前半まで)、④治安維持法体制の展開期(一九三三年後半から一九三五年三月まで)、⑤治安維持法体制の拡張期(一九三五年春以降、一九四一年春まで)、⑥治安維持法の崩壊期(一九四一年春から一九四五年一〇月まで)、に画期されている。治安維持法の準備として過激社会運動取締法案の帝国議会提出を重視していること、一九三三年及び一九三五年をもって治安維持法体制の確立期、展開期と拡張期とに分けていること、新治安維持法が成立した一九四一年以降をもって治安維持法体制の崩壊期と整理していること、などが本時期区分の特徴である。

## 二 治安維持令の公布

一九二二年（大正十一年）二月十四日、政友会を与党とする高橋是清内閣は、過激社会運動取締法案を閣議決定し、十八日、第四五議会に提出した。<sup>(1)</sup>法案は衆議院に先んじて貴族院に諮られた。貴族院で法案を批判したのは、長年功勞ある官僚や軍人から推薦された終身の勅選議員であり、その急先鋒は元内務官僚の伊沢多喜男であった。伊沢たちの執拗な批判は二度も法案を修正させた。その結果、当初の法案はすっかり骨抜きになった。この修正案は貴族院を通過したが、法案が衆議院に回付された時点で議会は閉会となり、法案は廢案となった。<sup>(2)</sup>

その翌年の一九二三年（大正十二年）九月一日午前十一時五十八分、関東地方で激しい地震が発生した。関東大震災である。この大震災の死者・行方不明者は一四万二八〇七人に達した。第二次山本権兵衛内閣が発足したのは地震発生翌日の九月二日夜のことであった。被災地の惨状を前に、九月二日には戒嚴令が施行され、軍と警察によって治安維持が行われた。しかし、被災地では朝鮮人が来襲するとの流言が広がり、自警団による殺傷事件が発生した。警察や軍も流言を否定せず、自らも殺傷に手を染めた。<sup>(3)</sup>

司法省は、緊急勅令を公布して流言飛語を取り締まろうとした。緊急勅令をリードしたのは、第二次山本内閣の法相田健次郎であった。田は、自警団が「数百人」の朝鮮人を殺傷する状況を憂慮し、九月五日、議会が閉会中の緊急措置として緊急勅令の立案を部下に命じた。立案はもっぱら司法省が担い、内務省警保局は追認的であった。司法省は起草にあたって、イギリスの「危険思想宣伝取締法」や「危険思想教示取締法」（一九二二年、いずれも不成立）を参照した。<sup>(4)</sup>

起草された「治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件」は、枢密院の諮詢を経て、帝国憲法第八条第一項に基づき、

大正一二年（一九二三年）九月七日、大正一二年第四〇三号として天皇の裁可を得た。その内容は、次のようなものであった。

出版、通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス暴行、騷擾其ノ他生命、身体若ハ財産ニ危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ、安寧秩序ヲ紊乱スル目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ又ハ人心ヲ惑乱スル目的ヲ以テ流言浮説ヲナシタル者ハ十年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

こうして、一九二三年（大正二二年）九月七日、緊急勅令「治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件（治安維持令）」が大正十二年勅令第四〇三号として公布された。

緊急勅令は直近の議会である同年十二月に開会される第四七臨時議会で承諾を得る必要があった。憲政会は、次期議会で廃止することを条件に承諾を与えることに賛成した。政友会は、緊急勅令を全面的に支持し、将来は単行法として制定することを希望した。司法省にとつても、恒久の法律を制定することは望むところであった。<sup>(5)</sup>

政府は、本勅令ノ承諾ヲ求ムル件を第四七回帝國議会に提出した。一九二三年（大正一二年）一月一四日に開催された貴族院本会議において、国務大臣（司法大臣）平沼騏一郎は次のように理由説明を行った。

唯今問題ト相成リマシタ治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル緊急勅令ニ付キマシテ理由ヲ申述ベマス、此緊急

勅令ハ今回ノ未曾有ノ變災ノ為ニ一部人心甚シク不安ニ陥リマシタ際ニ當リマシテ、或ハ之ニ乗ジマシテ、國家社会ノ安寧秩序ヲ紊乱シ、人心ヲ惑乱スルガ如キ行為ヲ敢テスルノ虞ガアリマシタル之ヲ防遏イタシマス為ニ發布セラレタルノデアリマス、政府ハ此緊急勅令ガ此際ニ當リマシテ、治安維持上ニ相當ノ効果ノアリマシタコトヲ認メテ居リマス、而シテ今日ハ震災直後ニ比較イタシマスレバ、社会ノ状態ハ餘程平靜ニ赴イテ居リマスナレドモ災火ノ跡ハ未ダ復旧イタイマセヌ、而カモ餘震尚ホ熄ミマセヌ為ニ人心未ダ全ク状態ニ復シテ居ルト云フ次第デハゴザイマセヌ、尚ホ今後ニ於キマシテモ此勅令ノ必要ハ依然トシテ継続イタシテ居ル次第ト考ヘマスカラ、憲法第八條第二項ニ依リマシテ本案ヲ提出イタシマシタ、何卒、此勅令ニ対シマシテハ承諾ヲ興ヘラレンコトヲ切望イタシマス。<sup>(6)</sup>

貴族院では、勅令第四〇三号に関する特別委員会への付議に先立って、この理由説明について、江木翼議員<sup>(7)</sup>から、次のような質問が出された。

唯今、司法大臣ノ述ベラレタ所見ヲ見マスト、明カニ震災ニ限ルンデアル、此震災ニ関スル影響ガ終息イタシタ場合ニ於テハ此勅令ハ固ヨリ必要ナイノデアル、斯ウ云フ意味ニ述ベラレタノデアリマスガ、果シテ左様ナ御意味デゴザイマセウカ、多少私ハ懸念ヲ持ツノデゴザイマス、昨年デゴザイマシタカ、一昨年デゴザイマシタカ、本院ニテモ非常ナル論議ヲ重ネマシタ所ノ例ノ過激社会思想(ママ)取締法案、遂ニ不議了ニ終リマシタ所ノ議案ノ條項ノ一部ト云フモノガ本案ノ中に這入ツテ居ルト思フノデゴザイマス、マサカ政府ニ於テ此場合ニ災厄ヲ藉リテ宿昔ノ希望ヲバ遂ゲヤウト云フ意味ニ於テ此勅令ヲ御發布ニナツタモノデハアルマイと思

ヒマスガ、多少懸念ガゴザイマシテ、唯今、司法大臣ノ御述べニナリマシタ如ク此際ニ限ルノデア、是ハ総テノ状態ガ平成ニ復シタ場合ニ於テハ之ガ廃止ノ法律案ヲ出ス、斯ウ云フ御趣意デア、ルコトト承ハマリマスガ、此点ヲ念ノ為ニ承ハツテ置キタイノデアリマス<sup>(8)</sup>

この質問に対し、平沼は、次のように答弁した。

固ヨリ此緊急勅令ヲ發布イタシマシタ際ハ御承知ノ通りノ状態ノ場合デゴザイマス、此状態ガ此緊急勅令ヲ發布スルノ必要ヲ生ジマシタコトハ申スマデモナイノデアリマス、此内容ノ緊急勅令ハ固ヨリ此震災ニ依リマシタル所ノ状態ノ持続スル間、此必要ヲ認メルノデゴザイマス、併ナガラ先刻江木君ヨリ御引用ニナリマシタ法律、斯ノ如キ内容ノ法制ヲ必要トスルヤ否ヤト云フコトハ全ク是トハ問題ハ別デゴザイマス、決シテ政府ハ震災ニ乗ジマシテ斯ノ如キ内容ヲ有スル所ノ法制ヲ定メタ、斯ウ云フ次第デハゴザイマセヌ、此緊急勅令ハ全ク震災ニ依リマシテ其必要ヲ認メテ公布シタモノデゴザイマス<sup>(9)</sup>

貴族院の同特別委員会は、翌一五日に開会された。会議の冒頭、平沼から、重ねて、次のような理由説明が行われた。

此緊急勅令ハ、本会議ニ於テモ申述べマシタル通り、今次ノ震災後、社会ノ状態ニ鑑ミマシテ、治安維持ノ為メニ誠ニ緊急必要ナモノト致シテ制定ヲセラレタモノデゴザイマス、随分此際ニ於キマシテハ御承知ノ通り



種々ノ流言蜚語モ行ハレマシタ、又此際ニ於キマシテハ得テ種々不穩ノ行動ヲ超リ易イ状態デゴザイマシタ、此取締ヲ嚴ニ致スト云フコトガ全体ノ治安ヲ維持イタシマスル上ニ於テ最モ必要デアルト云フコトヲ考ヘマシテ之ヲ制定イタシタノデゴザイマス、唯適用ニ付キマシテハ最モ慎重ニ致シマシテ適用當ヲ得ザル為ニ害ノ起リマセヌコトニハ、十分努メマシタ積リデゴザイマス、是等ノ事件ハ今日マテ(ママ)ノ所ニ於キマシテハ檢舉イタル数ハ多クゴザイマセヌ、既ニ確定判決ニナツテ居ルモノモゴザイマスシ、又審理中ノモノモゴザイマスルガ、其数ハ十件ニ過キマセヌノデ、併シ此本令ノ効果ト致シマシ(ママ) 其数ヲ多カラザラシムルニ付テハ多大ノ効果ノアツタモノト考ヘテ居ルノデゴザイマス、今日ハ震災直後ニ比シマスレバ勿論人心モ平靜ニ復シテ居ル次第デハゴザイマセウガ、併シマダ〳〵今日十分安定ヲ得テ居ルト云フコトハ申サレマイト考ヘルノデアリマス、今日日本令ヲ廢止スルト云フコトニ相成リマシテハ、尚ホ治安維持ノ上ニ於テ遺憾ノ點ガ多クナルコトヲ憂ウルノデゴザイマス、政府ノ見ル所ヲ以テ致シマシテハ尚ホ此種ノ非行ヲ今後ニ於キマシテモ十分ニ取締ル必要ガゴザイマス、本令ヲ持續イタシマスルコトガ最モ必要デアルト考ヘテ居リマスル、右ノ次第デゴザイマスカラ、此緊急勅令ニ付キマシテハ尚ホ将来ニ効力ヲ持續セシムル必要アリトシテ承諾ヲ與ヘラレムコトヲ偏ニ希望イタシマスル次第デゴザイマス<sup>⑩</sup>

これに対し、阪本鈺之助議員から、「其十件内外ノモノガ此中ノドレニ嵌マツテ居ル若ハ嵌マツテ居ル疑ニ依テ御審理中デアルカ承ルコトガ出来レバ承リタイ、ソレカラモ一ツ、……朝鮮人問題ノ流言蜚語ヲ放ツタニ付テ手應ヘノシタ建議者デモアツテ御審理中ノモノガアルカドウカ<sup>⑪</sup>」という質問が出された。これに対し、平沼からは、「十件ノ中、治安妨害ニ属シマスルモノハ四件、犯罪、偏(ママ)動ガ一件、ソレカラ流言浮説ハ五件デ

ゴザイマス」「流言蜚語ノ出處ニ付キマシテハ其當時ノ出處ハ正確ニ何人カラ出テ居ルト云フコトハ分リマセヌノデゴザイマス」と答弁された。平沼の答弁において注目されるのは、朝鮮人問題に関連して、「是（朝鮮人殺害殊ニ朝鮮人ト誤認イタシマシテ内地人ヲ殺害イタシマシタ如キ事件―引用者）ハ其當時ノ流言蜚語ノ結果ト致シマシテ、斯ノ如キ事案ノ起リマシタコトハ誠ニ遺憾トスル所デゴザイマス」としつつも、他方で、次のように釘をさしている点である。

朝鮮人ノ多数ノ襲来トカ云フコトハ流言蜚語デゴザイマシタケレドモ、然ラバ全ク此朝鮮人ノ犯罪ガナカツタノデアアルカト申シマスルト云フト、全クナイノデハナイ、随分此殺人、放火、殊ニ毒殺予備、井戸ノ中ニ毒ヲ流ストカ云フ行為、ソレカラ爆発物取締罰則違反、銃砲火薬罰則違反、ソレカラ強盜強姦と云フヤウナ犯罪ガ朝鮮人ノ犯シタルモノモアルノデゴザイマス、斯ノ如キ事實ガ實際アツタノデアリマスルカラ、是ガ根拠ニナリマシテ流言ヲ生シダト云フコトモ一部ニ於テハアラウカト考ヘテ居リマス、此コトモ加ヘテ申上ゲテ置キマス<sup>(13)</sup>

朝鮮人殺害問題の責任を朝鮮人にも負わそうとする政府の意図を垣間見ることが可能であろう。阪本も、これに応じ、「實際ハ多少サウ云フコトガアツテモ誇大ニ流言浮説シタノハ悪イケレドモ、根拠ガ多少アレバ斯ウ云フコトモアツタト云フコトヲ、モ少シ世人ヲシテ諒解セシメル必要ガアルダラウト思フ<sup>(14)</sup>」と述べている。

「私共ガ疑ヒマスル所ハ、警察官、憲兵ナドモ當時ニ於テ流言蜚語ノ手傳ヲシテ居ルト云フコトハ殆ド事實ト見テ宜イノデアリマス、デ、是等モ流言蜚語ヲ為シタルモノトシテ唯今ノ五件ノ中ニ一ツヤ二ツハ加ハツテ居リ

マス、或ハ是等ハ絶対ニ無イモノト政府デハ御認メニナツテ居ルノデアリマスカ<sup>15</sup>」という阪本議員の重ねての質問に対して、平沼からは、「此勅令ノ發布セラレマシタノハ、九月ノ七日デアリマス」<sup>16</sup>「此勅令ニ依ツテ罰シマシタル流言蜚語ハ震災當時ノコトニハ関係ナノノデゴザイマス」とだけ答弁されている。

山田斂議員からも質問が出された。「暴行ヲシタ、煽動ヲスル、斯ウ云フ場合ニ勅令第四百三号ノ違反者デアルカ、或ハ普通刑法ニ属スベキモノデアアルカト云フ區別ハドウ云フ所カラスルノデアリカスカ、ソレヲ御尋ネイタシマス<sup>17</sup>」というのが、その質問の第一であった。これに対しては、平沼から、「御尋ノ暴行ノ煽動ト云フ風ナコトニ相成リマスルト一般ノ刑法デハ教唆ニナリマセヌト犯罪トコト(ママ)罰セマセヌノデアリマス、併シ今日ノ如キ場合ニ於キマシテハ刑法上教唆ノ程度ニ至リマセヌデモ、苟モ此煽動、所謂オダテルト云フ行為ガゴザイマスレバ、之ヲ罰スル必要ガアリマシテ、此勅令中ノ包含セシメマシタ次第デアアルノデアリマス」<sup>18</sup>「此勅令公布後ハ普通刑法ノ犯罪ヨリカ、多クハ此勅令デ罰シマス方ガ重クナリマスルノデ、矢張り此重イ方デ罰シマスルノガ一般ノ例デアリマスカラ、此勅令ノ存シマスル以上ハ、普通刑法ヲ適用致シマセヌデ、此勅令ノ方ヲ適用スルコトニナリマス」と答弁されている。

もう一つは、「暴行、騷擾其ノ他生命、身體若ハ財産ニ危害ヲ及ホスベキ犯罪ヲ煽動シ起訴サレタ事例ハ」という質問で、政府委員から、「神戸ノ貧民部落デ多数ノ者ヲ集メテ演説ヲシテ、サウシテ煽動ヲシタノデアリマス、趣旨ハ斯フ云フコトヲ申シテ居リマス、『資産家ハ泥棒スルモ罰セラレザルニ、貧乏人ハ生活ニ窮シテ泥棒スルモ直ニ罰セラレル、政府ノ作りタル法律ハ資産家ノ為ノ法律ニシテ、貧乏人ノ為ノ法律ニ非ズ、故ニ吾人ハ斯カル法律ニ従フ要ナシ、然ルニ此社会ハ不条理ナルモノナルヲ以テ斯カル社会ハ転覆シテ、吾人ノ希望スル社会ヲ造ラザルベカラズ、元來資産家ハ我々無産階級ニ属スル貧乏人、労働者ヲ苦メ、絞り取り金持トナリタル者

ナルヲ以テ資産家ニ對シテ殺人、強盜、詐欺放火等ヲナスモ構ハズ、諸君大ニヤルベシ』斯ウ云フヤウナ演説ヲ致シマシテ、多数ノ者ニ斯ノ如キ犯罪ヲ煽動シタ結果ニナツテ居リマス』<sup>(19)</sup>と答弁されている。

男爵・千秋秀隆議員からも、「私共トシテモ、将来効力アラシメルト云フコトハ必要デアラウカト思ハレルノデアリマスガ、當局ニ於テ若シ具体的ニ、此勅令ヲ尚ホ引続イテ効力アラシメル必要アルト云フ、何カ御考ガアリマシタラ、是ヲ承リタイト思フ、尚ホ此勅令ヲドノ位行ハネバナラヌト云フヤウナコトニ付イテモ、御見當ガ付テ居ルノデアレバ、ソレヲ承ツテ置キタイ<sup>(20)</sup>』というように、政府を後押しする質問が行われている。これに対し、政府委員からは、「具体的ニ、斯ウダカラ、ア、ダカラト云フコトヲチヨット申スコトハ出来ナイ、併シコ、ニ現実ニ一ツ必要ト云フコトハ、現在マダ継続シテ判決ニナラヌ事件ガ半数バカリ、此勅令ガ効力ヲ失フト云フコトニナルト、自ラ是等ノ宣傳者ト云フモノハ無罪ト云フコトニナリマス、是ハ少ナクトモ今日ニ於テハ効力ヲ失ハシメント云フコトハ非常ニ困難ナ非常ニ弊害ヲ生ズルト考ヘマス<sup>(21)</sup>』等と答弁されている。

政府委員の答弁で注目されるのは、併せて、緊急勅令に代わる恒久法の制定の必要性が説かれている点である。「此緊急状態カラ起リマシタ勅令ハ此今日ノ震災気分ト云ヒマスカ、状態ガ適當ニ安定ニナツタ際ニハ是ハ止メテ、而シテ法律ヲ以テ恒久ノ規則ヲ作りタイト云フ考ヘヨ私ハ持ツテ居リマス<sup>(22)</sup>』と答弁されているからである。

特別委員会の意見は「此勅令ハ永久ニカ、暫時カ暫ク考慮ヲ要シマスガ、兎ニ角此際ハ承諾スベキモノト認メマス<sup>(23)</sup>』というもので、特別委員会では、満場一致で、緊急勅令に承諾を与えることに賛成とされた。

特別委員会からの本会議への報告は、一二月一七日になされた。伯爵・副島道正委員長からの報告は次のようなものであった。

四百三號ニ付テ御報告ヲ申上ゲマス、……當分之ヲ繼續シタイト云フ政府ノ希望デゴザイマス、之ニ對シテ二三ノ質問ガゴザイマシタ、第一ニ本令ニ触レタル所ノ犯罪ノ数ハドレ位ノモノデアル、政府ハ之ニ答ヘテ曰ク約十件デアル、ソレカラシテ其次ハ流言蜚語ガ非常ニ盛デアツタガ、是ノ出タ所ハ何處デアルカト云フ風ナ件等ニ付テ質問ガアリマシタ、……又一議員ハ本令ニ触ルル犯罪ト、又刑法ニ触ルル犯罪ト同一ノ場合ニハ何方ニ於テ處分セラレルノデアルカト云フヤウナ質問モアツタヤウニ記憶シテ居ルガ、……ソレカラ又刑法ノ教唆ト云フコトト、勅令ノ煽動ト云フ意味ニ付テ質問モアリマシタ、……ソレカラ又勅令ヲ永ク存続スルト云フ理由ハ何處ニ存シテ居ルノデアル、今日人心ハ大分安定シテ居ルノデアル、然ルニ之ヲ今日マダ繼續スル必要ガアルカト云フ風ナ質問ガアリマシタ、……其外或ハ刑量等ニ付キ或ハ朝鮮人ノ犯罪等ニ付テ質問モアリマシタ、最後ニ委員ガ、……要スルニ此勅令ノ効果ガ現レタト云フ譯デアルカト云フ質問ガアリマシタ、ソレニ對シテ政府委員ハ実ニ其通りデアルト云フ御答デアリマス、討議ニ這入りマシテ一委員カラ実ニ此勅令ヲ繼續スルコトハ必要デアル、即チ繼續セムコトヲ希望スル、異議ハナイト云フ意見ガ出マシテ、満場一致ヲ以テ、是亦承諾ヲ與フルコトニナリマシタ、右報告申上ゲマス<sup>(24)</sup>

この委員長報告を受けて、質疑に移った。質疑では、花井卓蔵議員から二度に亘る質問が行われた。ただし、その内容は、本緊急勅令に承諾を与えることの是非についてはなく、「其将来ニ於ケル効力ノ繼續如何ヲ政府ノ自由裁量ト為シテ、政府ノ見ル所ニ委セテ、之ヲ提出スル、之ヲ提出セザルト云フ取捨權ヲ政府ガ有スル規定ハ憲法ニハ無イノデアリマス、有リ得ナイノデアリマス」というものであった。承諾を与えることについては、花井も賛成であった。

花井以外には発言はなく、議案の採決に移った。侯爵・黒田長成副議長から、「大正一二年勅令第四百三號ニ對シマシテ承諾ヲ與ヘテ御異議ゴザイマセヌカ」との問いかけがあり、「異議ナシ」と叫ぶ者があつて、「御異議ナイト認メマス」と決議された。<sup>(25)</sup>

議案は衆議院に送付され、二月一九日に開会された衆議院本會議で議案とされた。本會議での理由説明は、貴族院と同様、平沼からなされた。同議案は「大正一二年勅令第四百三號（承諾ヲ求ムル件）（治安維持ノ為ニスル罰則ノ件）委員会」に付託された。同二〇日および二一日に開会された同委員会では質疑が、また、二二日に開会された同委員会では討議および採決がなされた。

質疑で注目されたのは、横山勝太郎委員<sup>(26)</sup>と平沼および政府委員とのやりとりであった。横山からは、次のような質問が出されている。

今回ノ四百三號ノ勅令ト云フモノハ、何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズト云フコトニ、冒頭ガナツテ居リマス、何ヲヤツテモイカヌノデアアル、サウスルト云フト、是ガ適用ヲ受ケル国民カラ見マスルト云フト、餘リ大キナ網ヲ張ツテ居ル譯デ、何處ガ罰セラルベキ限界デアリ、何處ガ吾、ノ自由ノ範圍デアルカト云フコトヲ知ルニ、極テ迷惑至極ノ法文デアリマスガ、斯ノ如キ事柄ハ吾、国民ノ活動ヲ阻礙致シマシテ、延イテ人心ヲ委縮セシムル、極メテ悪立法デアルト私ハ思料致スノデアリマス、又之ヲ現実ニ適用スベキ檢察官ニ致シマシテモサウダラウト思ヒマス、……何處マデヤレバ罰スルカ、何處マデハ自由デアルカト云フ此限界ヲ知ルノニ甚ダ困難ナル條文デアリマス、進歩シタル立法例ノ上カラ考察致シマスト、危險至極ナ法文デアルト、斯様ニ思料致シマスガ、之ニ對スル當局ノ意見ハ如何デアリマスカ、之ヲ第一ニ承リタイ

法律ヲ以テ餘リ言論ヲ压迫シ、人ガ何ヲシテモ罰ニナルヤウナコトヲスルノハ、人心ヲ委縮シ恐怖セシムルノ結果、人權擁護ノ任ニ當ル者モ其職責ヲ盡スコトガ困難且ツ危険ヲ感ズルノデアリマス、是ハ由々敷大事デアリマス、併シ本案ノ如ク何等ノ方法ヲ以テスルト雖モ罪トナルト云フ、斯ウ云フ大キナ網ヲ張ツテ置ケバ、予想シナイモノガ此中ニ這入ツテ来ルコトニナル、……此勅令四百三號ト云フモノハ、曩ニ議會ニ提出セラレタル過激社会主義運動取締法案ト殆ド同一デアアル、……同工異曲デアアルト云フコトヲ茲ニ私ハ申上ゲテ憚ラヌ、前ノ内閣時代ニ於キマシテ行フコトガ出来ナカッタ過激社会主義運動取締法案ナルモノヲ、現内閣ガ震災ヲ口実ニシテ、ソレト同一ノ実ヲ行ハントセラル、モノデアルト私ハ思料致シマス、……是等ノ事項ニ付テ進ンデ司法大臣カラ御説ヲ承リタイ

流言浮説ヲ為シタル者ハ、警察犯処罰令ノ規定ニ依ルト、僅カナ拘留若ハ科料ヲ済ムノデアリマス、ソレヲ場合ニ依ツテ八十年以下自由刑ニ処ス、又ハ三千圓以下ノ罰金ニ処スルト云フコトデアリマスガ、……如何ニ考ヘテ見マシテモ、私ハ不都合ナ刑ノ過重デアルト考ヘマス、……法律デ以テ……人民ヲ威嚇スルウヤウナ立法ヲ為スコトハ、此場合適當ナ處置トハ言ヘナイト考ヘマス、之ニ就テ御弁明ヲ承リタイノデアリマス

「財産ニ危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ」ト云フ……犯罪ト云フノハ、勅令四百三號以外ノ刑罰法規ニ於ケル犯罪其ノモノヲ云フノデアリマスカ、或ハ……必ズシモ刑罰法規ニ触レルモノデナクテモ、安寧秩序ニ害ガアルヤウナコトヲ煽動スレバ、ソレデ特別ニ煽動罪ガ成立スル意味デアリマスカ、ソレヲ承リタイ、ソレカラ其次ニ目的ト云フ字ガ二箇所アリマス、「紊乱スルノ目的」、「以テ惑乱スルノ目的ヲ以テ」、此目的ト云フ字ハ、……是ハ單純ナル犯意ニ非ズシテ進ンデ之ヲ為ス、積極的ニ此目的ヲ遂行スルト云フ意味ノ、犯意ヨリ一層進ンダ、特段ノ意思ヲ要スルト云フ意味ニ解釈スベキモノデアリマスカ、之ヲ御答ヲ願ヒマス

ソレカラ此法律ヲ全国ニ及ボス理由ヲ承リタイ、……震災地若クハ震災地ニ隣接スル方面ニ適用シテ然ルベキモノト私ハ考ヘル、……何モ大阪トカ神戸ノ方面ニ於ケル犯罪マデ範圍ヲ拡張シテ、之ヲ施行スル必要ハナイト思ヒマス、……又今日ト雖モ全国ニ之ヲ嚴重ニ施行スル必要アリト御考ヘニナツテ居リマスカ

此緊急勅令ヲ将来ニ持續セラレント云フ御考ヘノ中ニハ、此事情ノ變更ト云フコトヲモ御斟酌ニナリ、之ヲ御考慮ニナツテ居ルノデアリマスカドウデアるか、之ヲ承リタイ<sup>27)</sup>

一寸鵜沢博士ノ演説ノ一部ヲ茲ニ御紹介申上ゲテ、御記憶ヲ喚起シテ置カウカト思ヒマス、……私ハ常ニ之ヲ讀ンデ敬服ヲ致シテ居ツタ一人デアリマス、「……帝国議會ニ於テ、議員ノ多クハ、政權ニ有付クコト許リ考ヘテ、警察法規ニ依リテ憲法ノ興ヘタ自由ヲ奪ハル、ト云フコトニ氣ガ付カズ、之ニ皆盲判ヲ押シテ居ル、……政治ト云フモノハ一個人一個人ノ權利或ハ自由ヲ確保シテ、然ル後之ヲ全般ニ及ボシテ、始メテ其目的ヲ達シ得ラル、ルモノデアルト云フコトヲ忘レテ居ル、何デモ總體的ニ、何カ時ノ内閣ト一寸肝胆相照ラスレバ、政府ノ出シタ法律案ニハ大概盲判ヲ押ス、……今日モソレヲヤル癖ガ付イテ居ル、偶々之ニ反抗スルト随分ムヅカシイ問題ガ起ツテ来ル、先ヅ斯ノ如クシテ立法ノ興ヘタ各般ノ自由ハ次第ニ奪ハレツ、アルハ、今日ノ立法ノ状態ニナツテ居ルノデアル、是ハ是非共國民ノ覚醒ヲ要スル緊要ノ事柄デアル」モウ御忘レニナツタカ存ジマセヌガ、是ハ立派ナ書籍ノ中ニ残ツテ居リマス、……林政府委員ノ御答弁ノ中ニ、此席ニ於テ発表シ難キ事案ガアルト云フ御話ガアリマシタガ、若シ此捜査中ニ属スル事デアリマスレバ、是ハ已ムヲ得マセヌガ、其言明ヲ為スコトノ難キ事案ガ、既ニ法廷ニ於テ審判ヲ受ケタモノデアルト致シマスレバ、此際御発表願ツテ置キタイト云フコトヲ切ニ希望致シマス

此勅令ノ制定ニ付キマシテハ、ドウ云フ手續ヲ經テ為サレタノアリマスカ、其顛末ヲ承リタイト思ヒマス、



私ノ聞ク處ニ依レバ、是ハ警保局ノ立案ニ依ルモノデアル、而シテ司法部ハ単ニ之ニ一警ヲシテ發布ノ手續ニ至ツタモノデアル、……其點カラ申シマシテモ、國民ハ之ニ對シテ甚ダ宜シキ感情ヲ持タヌ、ドウ云フ手續ニ依ラレタノカ、即チ嚴重ナル手續ヲ執ラレテ居ルノカ、此點ヲ御弁明願ヒタイ

此勅令ハ……非常ニ廣イ意味ノ法文デアリマス、……僅カニ一箇條デアリマスケレドモ、其關係スル所ハ最モ広汎デアアル、……此法律ハ一言ニシテ申上ゲルト、警察官ガ人ヲ引張ツテ来ルノニ最モ都合ノ好イ法律デアアル、實際ノ適用カラ云ツテ何デモ引張ツテ来ラレル、……来年カラ適用ニナリマス刑事訴訟法ノ百二十三條デアツタト思ヒマス、是ニモ或ル條件ヲ具備シタ場合ニハ、檢事ハ判事ノ令状ヲ持タズシテ被疑者ヲ勾引スルコトガ出来ルノデアリマス、其勾引スルコトノ出来ル場合ハ、現行犯人ガ本犯行ノ場所ニ居ナイ場合、ソレカラ被疑者ノ住所ガ不明デアルト云フヤウナ條件デアリマスガ、……而シテ此權能ハ警察官ニモ囑託ガ出来ルコトニナツテ居ル、サウスルト警察署長ナリ檢事ト云フモノハ、常ニ裁判官ノ令状ヲ持タナイデ、人ヲ自由ニ拘束スルコトガ出来ル結果ニナツテ、人權ノ上カラ申シテモ、餘程考慮スベキモノデアルト云フコトヲ屢々私ハ申上ゲタ、……今度ノハ実体法上ノ上カラ、ソレガ當然犯罪人トシテ人ヲ引張ツテ来ルコトガ出来ル、……如何ニモ此法文ハ不都合デアアル、……(政府委員ノ一引用者) 其御話ダケデ此変体立法ヲ将来ニ持續スルコトヲ承諾スルコトハ、吾々非常ニ危険ヲ感ズル、……此條文ハ解釈及摘要ニ於テ全く專制政治ト同様ノ結果ニナルト思フ、……斯云フ弊ヲ作ツテ國民ノ自由ヲ奪フト云フヤウナ法律ヲ必要トスルトハ考ヘラレマセヌ、假ニ必要ガアツタトシテモ、将来ニ向ツテハ効力ヲ失ツテモ宜イト思フ

此「安寧秩序ヲ紊乱スルノ目的ヲ以テ」ト云フコトト、ソレカラ「人心ヲ惑乱スルノ目的ヲ以テ」ト云フ字ガアリマス、……此ハ罪トナルベキ事実ト云フ中ニ入ルカ入ラヌカト云フ事ヲ確メテ置キタイ

事實ハドウデス、此頃ハ御承知ノ通り大抵警察ニ引張ツテ行ク、甚シキハ……自分ノ私宅カラ人ヲ勾引シテ置イテ、何處々々ヲ徘徊シテ居ツタカラ道路妨害ダト云フコトヲ、各府縣全国デヤツテ居ル、……全国ニ於ケル法律ノ適用ト云フモノガ、サウ非常ニ円満ニ行ツテ居ルト思フノハ非常ニ危険デアルト思フ、……斯ウ云フ重大ナル法律、必ズ濫用ガ起ツテ来ルコトハ明瞭デアル

安寧秩序ト云フ文字ガ使ツテアリマス、其安寧秩序ト云フコトノ定義ハダウ云フコトニナツテ居リマスカ  
元来東京地方ニ於ケル震災ノ為ニデキタ法律ト云フモノガ、二百里、三百里ノ先デ嚴重ナル適用ヲ受ケルト云フ事柄ガ、既ニ此法案ノ缺點デアル<sup>(28)</sup>

これに対する平沼および政府委員の答弁は、次のようなものであった。

横山君ノ言ハル、通り、此緊急勅令ハ行為ノ範圍モ刑ノ範圍モ廣クシテアルコトハ其通りデアリマスガ、併シ此種ノ立法ニ於テハ其必要ガ大ニ存スルト考ヘテ、斯ノ如ク制定シタ次第デアリマス、左様御了承ヲ願ヒマス

横山君カラ種々範圍ノ不明確ナ點ヲ挙ゲラレマシタガ、多クハ在来ノ法令ニモアリマス文句デ、自ラ適用ノ範圍ニ付テハ今日裁判例ニモアリマス、……(前ノ内閣時代ニ於キマシテ行フコトガ出来ナカツタ過激社会主義運動取締法案ナルモノヲ、現内閣ガ震災ヲ口実ニシテ、ソレト同一ノ実ヲ行ハント)ト云フヤウナー引用者 横山君ノ述ベラレタ如キ意見ハ、毛頭當局者無カツタト云フコトヲ言明シテ置キマス

社会ヲ治メルノニ刑罰ノミデ宜イト云フ考ヘハ、無論間違ツテ居ルト云フコトハ横山君ノ仰セノ通りデアリ

マス、……併シナガラ此勅令デ定メマシタ刑罰ハ、此當時ノ事情ニ照ラシマシテ、斯クナケレバナランヌト云フコトヲ當局デハ確信致シテ居リマス、……警察犯処罰令ニ定メテアリマスルノハ、唯、人心ヲ惑ハスヤウナ流言浮説ヲシタ、ソレダケノ事実デアリマス、他ニ何等ノ目的ヲ有スルモノデハナイノデアリマス、此勅令ヲ定メマシタノハ、明文ニアリマス通り「人心ヲ惑乱スルノ目的」トアリマス、……非常ニ事情ガ重イモノデアリマスカラ、警察犯処罰令デ決メマシタ事柄ト、流言浮説ト云フコトハ同ジデハアリマスケレドモ、其事情ハ雲泥ノ差ガアリマス

(「財産ニ危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ」ト云フ一引用者) 犯罪トアリマスノハ、無論刑罰ノ制裁ノアル不法行為、他ノ法令デ犯罪ト決メテアルモノヲ云フノデアリマス、ソレカラ、又目的ヲ以テト云フノハ、御尋ノ通り普通ノ範圍デハ足りマセヌ、特別ニサウ云フ目的ノアルコトヲ必要トスル趣意デアリマス

今回ノ震災災ハ、実ニ前古未曾有ノ事デアリマシテ、此影響ト云フモノハ単ニ震災地ノ地方的ノモノデゴザイマセヌ、殆ド全国ニ普及シテ居ルト申シテ宜イト思フ、……或ル土地ヲ限定シテ之ヲ行ヒ、其他ノモノハ行ハヌト云フヤウニ定メルト云フコトハ、却テ不適當デアルト考ヘル、ソレ故ニ地区ヲ限定シナカツタ次第デアリマス

震災當時ノ事情ト今日トハ異ナツテ居リマス、ナレドモ尚ホ未ダ人心安定ニ帰シテ居ラヌト云フコトハ、之ヲ存続スル必要ナル理由デアリマシテ、決シテ震災當時ト全然同様デアルト云フ理由デハナイノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス<sup>(29)</sup>

昨日林政府委員カラ発表シ難イ事案ガ一件アルト申シタノハ、是ハ其中ノ事柄全部デアリマセヌ、其中一寸申述べルコトヲ憚ル事柄ガアリマシタノデ、是ダケハ此処デ言明スルコトヲ避ケタイ、斯ウ云フノデアリマ

ス、……是ハ事宮廷内ノ事ニ関スルコトヲ虚偽ヲ申シテ居ルノデアリマス、此事ハ言明ヲ避ケタイト考ヘマス  
 是ハ咄嗟ノ間、司法省ノ方デ先ヅ此流言浮説等ヲ取締ルコトガ必要デアルト云フコトヲ考ヘタノデアアル、併  
 ナガラ固ヨリ咄嗟ノ場合デアアルシ、調査委員会等ノ意見ヲ徴スルニモ、取調委員ヲ集メルコトモ出来ナイ交通  
 状態デアツタ、……警保局長ト私ガ内務省ニ行ツテ共ニ案ヲ拵ヘタト云フヤウナ次第デアリマス

法律ノ用語ニ於キマシテ、自分ハサウ問題ヲ起コシ易イヤウナ汎博ナ文字ハ使ツテナイト考ヘテ居ルノデア  
 リマス、是ハ此前ニモ申述ベマシタ通りデアリマス、……改正刑事訴訟法ハ、人權尊重ト云フコトニ非常ニ意  
 ヲ用ヒテ居リマス、……其濫用ヲ防グ為ニハ色々ナ制限―條件ガ附シテアリマス、……此法令自体ニ於テ是モ  
 サウ云フ心配ハナイ

此緊急勅令ニ付キマシテモ、ソレ等ノ點ハ餘程注意ヲ致シマシタ積リデアリマス、……此勅令ニハ特別ノ新  
 シイ言葉ト云フモノハ全ク使ツテアリマセヌ、従来他ノ法令等ニ於テ使ハレマシテ、今日ニ於テハ殆ド意義ガ  
 定マツテ居ルヤウナ言葉ノミヲ挙ゲマシタ

今日法律ヲ適用スルニ當リマシテ、決シテ貧富ノ差トカ、或ハ貴賤ノ別トカ、斯ノ如キコトハ眼中ニ置クベ  
 キ理由モゴザイマセヌシ、……一視同人ノ大御心ハ、吾々當局者ハ之ヲ奉戴致シマシテ、是ハ随分徹底サセナ  
 ケレバナラヌコトハ責任デアリマス

起訴ノ必要ノアリマセヌ事項ハ、……多クハ之ヲ不起訴ニシテ居ル、……法律ノ正面ニテ照ラシテ、犯罪ガ  
 アルカラ悉ク之ヲ逮捕シテ、之ヲ処罰シナケレバナラヌト云フ必要ハナイノデアアル、……能ク之ヲ訓戒致シマ  
 シテ、再ビ罪ヲ犯ス虞レハ極メテ少ナイト見マシテ、是ハ多クハ不起訴処分ニシテ居ルノデアアル

當局トシテハ無論此勅令ガ公布サレマシテ、直ニ其適用ニ付テノ注意ハ十分致シテ置キマシタ、ソレガ為メ

今日迄現ハレタ事実ニ依リマスト、其適用ノ實際ニ関シ不穩当ナ事ハナイト思ヒマス、将来ニ於テモ出来ル限リ十分注意ヲ怠ラヌ積リデアリマス<sup>(30)</sup>

高柳覺太郎<sup>(31)</sup>議員および南鼎三郎委員と平沼との質疑も注目された。

震災ニ因ル不安ト云フモノハ、略々、除去サレテ居ルヤウニ考ヘマスガ、其點ニ付テドウ云フ御考ヘヲ持ツテ居ラレマスカ

此勅令ノ適用ヲ受ケタ件数十件ト云フガ、其十件ノ場所ハ何處デスカ、震災地、震災地以外、或ハ直グ分ツテ居リマスレバ、……其場所ヲ御聞キ申シタイ、ソレカラ……九月二十日以後ハ此適用ヲ受ケタ犯罪ハ無カツタノデアリマスカ<sup>(32)</sup>

このような高柳の質問に対して、平沼から、次のように答弁されている。

震災ノ影響ト云フモノハ、マダ存続致シテ居リマシテ、今日既ニ是ハ無クナツテシマツテ居ルト云フコトニハ、自分共モ考ヘテ居ナイノデアリマス

事件トシテ調べマシタノハ、東京、横浜、浦和、甲府、神戸、福井ダケデアリマス、ソレカラ起訴致シマシタノハ二十日迄デアリマス、其以後起訴致シタノハゴザイマセヌ<sup>(33)</sup>

南の質問はより本質を突くものであった。

自警団ト云フモノガ出テ良民ヲ虐殺シタリ、或ハ労働運動ニ従事シテ居ル者ヲ捕ヘテ虐待シタリ、朝鮮人ヲ殺シタト云フノハ、主トシテ斯ウ云フ勅令ノ出タ結果デアラウト考ヘマス、……此自警団等ガ行ツタ事柄ガ、官憲ガ主トシテ此範ヲ自警団ニ示シタト云フノガ多イノデアリマス、……斯ウ云フ非常ナ勅令ヲ出ス場合ニ、政府ガ此事ヲ取扱フ當局者ニ對シテ何等カノ制動ニナルヤウナ事、即チ「ブレーキ」作用ヲ起スヤウナ法令……ハ何等出テ居ラナイ、唯、是ハ丁度自動車ニ馬力ガアツテ走ルダケデ、「ブレーキ」ノ無い自動車ヲ走ラシテ居ルヤウナ勅令デアル、……此事ヲ御尋シタイ<sup>34)</sup>

しかし、これも、平沼からは、「此法律ノ適用ニ関係シマス官憲ニ對シテハ、ソレバ當局カラ訓令ハ發シテ居リマス、檢察官ニ對シテモ、警察官ニ對シテモ、十分其點ハ注意ヲ致シテ居リマス<sup>35)</sup>」と答弁されただけであつた。

なお、「此勅令ハ何時廢サレルノカ」という黒住成章議員からの質問に対して、平沼から、「何月何日ト云フコトハ勿論明確ナ御答ハ出来マセヌガ、サウ一年半モ二年モ持續スルコト當局ハ考ヘテオリマセヌ<sup>36)</sup>」と答弁されている。

二二日の討議では、中島鵬六議員から「當局ニ於キマシテモ、其時期ノ早カランコトヲ心懸ケラレテ、之ヲ廢止セラレンコトヲ希望致シマシテ、之ニ承諾ヲ與フベシト云フ意見ヲ申ス次第デアリマス」という意見が表明された。横山議員も、「政府ハ本令適用上關係官憲ニ對シ相當ナ手段ヲ採リ且次ノ帝國議會ニ本令廢止ノ法律案ヲ

提出スベシ」という条件の下で、承諾を与えることに賛意を表明した。<sup>(37)</sup>これに対し、高柳議員は、承諾を与えることに反対の討論を行った。その内容は次のようなものであった。

今日ニ於テハ稍々人心ノ不安ハ除去サレテ、先以テ安定ノ域ニ達シ得タモノト私共ハ認メル、多少ノ不安ガアリマシテモ、此種犯罪或ハ之ニ類似スル犯罪ガアリマシテモ、ソレハ此勅令ヲ廃止サレテモ全然不問ニ竹(ママ)スルモノデナイ、治安警察法ト云ヒ、新聞紙法ト云ヒ、警察犯処罰令ト云ヒ、是等法規ノ存スルアツテ、此勅令無クテモ、ソレノ犯罪ハ刑罰ニ依ツテ相當取締ガ出来ル、要スルニ刑罰ノ重キ本勅令ヲ尚ホ存続スルノ必要ガ有ルカ無イカ、問題デアツテ、即チ之ヲ廃スルト雖モ相當取締ノ出来ル今日ニ於キマシテ、此勅令ヲ存続スル必要ハナイト信ジマス<sup>(38)</sup>

南議員も、「現在既ニ人心ガ安定シテ、今日斯云フヤウナモノヲ存続セシムルト云フコトハ、我が法治国トシテノ非常ナ恥辱デアルト考ヘル、……此意味ニ於キマシテ、私ハ是ガ廃棄ヲ主張シ、即チ承諾ヲ與ヘザルコトニ賛成デアル所以デアリマス」<sup>(39)</sup>等と述べて、反対の討論を行った。

春日俊文議員は、本案の承諾に賛成したが、それだけではなく、「斯ノ如ク今日ノ思想ニ鑑ミマシテ、此法令ヲ廃止スル域ニ到達シタイト思フ、其時ニナリマシタナラバ、単行法ヲ以テ嚴重ニ取締ルコトヲ希望シテ置キマス」ということも付け加えた。<sup>(40)</sup>

討論の後、賛成多数で、特別委員会としては「承諾ヲ與フベシト決議サレマシタ」とされた。

特別委員会からの委員長報告は、一二月二四日の衆議院本会議でなされた。この報告を受けて、直ちに討論に

移った。討論では、委員長報告に反対という立場から、高柳、横山、南の各議員が反対意見を述べた。これに対し、委員長報告通り本勅令に承諾を与えるべきだという意見が、黒住議員から示された。<sup>(41)</sup>

討論が打ち切られ、採決が行われたが、賛成の起立多数で「本案ハ承諾ヲ與フルコトニ決シマシタ」とされた。本緊急勅令の規定で注目されるのは、同罪中、二つは「安寧秩序ヲ紊乱スル目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ」または「人心ヲ惑乱スル目的ヲ以テ流言浮説ヲナシタル」という形で「目的犯」とされたことである。文言が抽象的であること、宣伝とよく似た不特定多数に対する「流布」や「流言飛語」を処罰することは、過激社会運動取締法案を彷彿とさせた。これによれば、朝鮮人に関する流言を防ぐ目的を超えて、資産家や高官を狙った「不良の徒」を同勅令により取り締まることも可能であった。<sup>(42)</sup>

ただし、司法省と内務省にはあくまでも「緊急」の勅令という自覚があり、適用を限定するようにとの指示が出された。一九二四年末までの治安維持令の適用は、二〇件にとどまった。<sup>(43)</sup>

(1) 前掲『治安維持法小史』によれば、過激社会運動取締法案を議会提出した事情が、「第一次世界大戦後、社会主義革命の達成・ソ同盟の成立をはじめとした国際環境の変化が生じつつあるなかで、日本でも明治的な社会秩序・社会意識が変容にさらされていた。社会主義を旨とす結社活動その他の大衆運動が、新しく台頭しはじめた。社会支配層は、この動きに対処するには、伝統的・明治国家的な治安体制では不十分とみてとり、新治安立法を模索した。」

(九頁)、「一九二〇年を起点としてはじめられた政府部内の治安立法作業は、二二年八月、緊急勅令形式をとる司法省案としてまず結実し、これについてひそかに内務省の意向が打診された。この時期、司法省が緊急勅令の制定をおもいいたった直接の契機は、二二年五月中旬発覚した近藤栄蔵事件にあるとみてまちがいない。」「司法省は、近藤栄蔵事件を契機に緊急勅令を出そうと提案したのだが、このばあいは明らかに緊急性、必要性に欠けていた。……内務



省側の正当な反対意見があつて、結局これを原案として討議した所産が、過激社会運動取締法案(政府原案)となり、翌二二年二月、第四五回帝國議會に提出される運びとなるのである。」(三七—三八頁)と分析される。

(2) 前掲『治安維持法』二〇頁等を参照。なお、前掲『治安維持法小史』五五頁以下によれば、治安維持法の準備過程として、前述したように過激社会運動取締法案が重視され、一般に「治安維持法の先触れ・露払い」と評価される「治安維持ノ為ノ罰則ニ関スル件」(大正二二年勅令四〇三号)については「私には、ふつういわれるほどに、この勅令が機能的に治安維持法につながつていとはかならずしもおもえないが、治安維持法の成立を、この勅令の廃止の条件とするという仕方である……、当局自身は、両者の関係をつけていた。その点からこの勅令が治安維持法への橋渡しをしたといつて、まちがいではない。」とされる。

(3) 同書二六一—二七頁等を参照。

(4) 同書二七一—二八頁等を参照。

(5) 同書一八頁等を参照。

(6) 『第四七回帝國議會貴族院議事速記録第三号』(大正二二年二月一四日)五九頁。

(7) 一八七三年(明治六年)四月二四日—一九三三年(昭和七年)九月一八日。一八九七年(明治三〇年)、東京帝國大学法科大学を卒業。内務省に入り、法制局参事官、内閣書記官を経て、第三次桂内閣、第二次大隈内閣、加藤高明内閣で内閣書記官長を務める。この間、貴族院勅選議員となる。以後、加藤高明内閣及び第一次若槻内閣で法相、浜口内閣で鉄道大臣を務め、ロンドン軍縮条約の成立に尽力した。

(8) 同五九頁。

(9) 同五九—六〇頁。

(10) 『第四七回帝國議會貴族院緊急勅令第四百九号外一件特別委員會議事速記録第一号』(大正二二年二月一五日)二二三頁。

- (11) (12) (13) 同三頁。
- (14) 同五頁。
- (15) (16) 同四頁。
- (17) (18) 同四頁。
- (19) 四―五頁。
- (20) 同六頁。
- (21) (22) 同六頁。
- (23) 同六頁。
- (24) 『第四七回帝國議會貴族院議事速記録第五号(大正二年二月一七日)』九九頁。
- (25) 同―六頁。
- (26) 一八七七年(明治一〇年)一月一五日―一九三二年(昭和六年)五月一二日。広島県出身。日本大学を卒業後、判検事登用試験・弁護士試験に合格。山口県で司法官試験を務めるが、三ヶ月で辞職し、弁護士を開業した。一九一四年、東京市會議員に当選。一九一七年の衆議院議員選挙で当選し、国政に進出した。憲政党幹事、政務調査会長、幹事長を歴任し、浜口内閣では商工政務次官も務めた一九二六年には東京弁護士会会長に就任している。
- (27) 『第四七回帝國議會衆議院大正二年勅令第四百三號(承諾ヲ求ムル号)(治安維持ノ為ニスル罰則ノ件)委員會議事録(速記録)第一回(大正二年二月二〇日)』四―一二頁
- (28) 『同第二回(大正二年二月二日)』同―一四頁。
- (29) 前掲『同第一回(大正二年二月二〇日)』同五―一二頁。
- (30) 前掲『同第二回』(大正二年二月二日)』二―一四頁。
- (31) 一八六七年(慶応三年)一〇月二九日―一九三七年(昭和十二年)二月二日。東京法学院(現在の中央大学)

を卒業後、代言人の免許を受け、浜松市で弁護士として活動した。県会議員を経て、一九〇八年(明治四一年)の衆議院議員選挙に当選し、以後、当選四回を数えた。一九三三年(昭和八年)、浜松市長に選ばれ、翌年まで務めた。

(32) 前掲『第四七回帝国議会衆議院大正一二年勅令第四百三號(承諾ヲ求ムル号)(治安維持ノ為ニスル罰則ノ件) 委員会議事録(速記録) 第一回(大正一二年二月二〇日)』一一一―一三頁。

(33) 同二三頁。

(34) 同二三頁。

(35) 同二三頁。

(36) 『同第二回(大正一二年二月二日)』一七頁。

(37) 『第四七回帝国議会衆議院大正一二年勅令第四百三號(承諾ヲ求ムル号)(治安維持ノ為ニスル罰則ノ件) 委員会議事録(速記録) 第三回(大正一二年二月二日)』一一三頁。

(38) 同三頁。

(39) 同三四頁。

(40) 同四五頁。

(41) 『官報號外 第四七回帝国議会衆議院議事速記録第九號(大正一二年二月二四日)』二三一―三三七頁。

(42) 前掲『治安維持法』二七一―二八頁等を参照。

(43) 同書一八頁等を参照。

### 三 治安維持法の成立

#### 1 法案の議会提出

一九二四年（大正一三年）一月七日、虎ノ門事件で倒れた第二次山本内閣の後を継いで、枢密院議長(1)の清浦奎吾を首班とする清浦内閣が成立した。司法大臣の鈴木喜三郎は、刑事局長の山岡萬之助(2)に命じて治安維持法起草させた。司法省は、国内に無政府主義や不敬思想が広まることを憂慮し、風説を広めるといふ意味で宣伝とよく似た「流布行為」を罰する新たな取締法を欲したのであった。(3)

しかし、その後、司法省は流布罪を主とする法案の作成を断念した。司法省が最終的に結社罪を主としたのは、その効果に大きな違いがないことを踏まえ、宣伝ではなく結社を罰することで、個人の言論活動には深く立ち入らないというスタンスを示そうとしたといわれる。(4)

同年五月一〇日の総選挙では、政友会、憲政会、革新倶楽部からなる護憲三派が過半数を制した。元老の西園寺公望は、憲政会総裁の加藤高明を首相に指名し、同年六月一日、第一次加藤高明内閣が発足した。

司法省に遅れて内務省に治安維持法案起草の動きがみられるのは、同年一〇月末のことである。ソ連とコミンテルンを警戒し、治安維持法に賛成したのであった。一一月下旬には、司法省案が内務省に示された。司法省と内務省の交渉が長引くなか、仲介を図ったのが法令の審査を担当する法制局であった。一九二五年（大正一四年）一月二四日付で法制局案が示された。加藤内閣の意向を汲んで、取締りを緩めようとしたものであった。しかし、この法制局案に対し、司法省と内務省は納得せず、二月末までに合同案を作成した。法案が完成するかに見えたが、今度は護憲三派の内部で混乱が生じた。(5)

一九二五年二月四日、司法大臣の横田千之助（政友会）が急死し、後任の法相には政友会の小川平吉が就任した。小川は、虎ノ門事件を契機として左翼に対する危機感を抱いており、治安維持法案に賛成していた。法相となった小川は、若槻礼次郎内相と協力して、省庁間の調整や与党の説得に奔走した。そして、二月一八日、治安維持法案の議会提出を決定した。同法案の内容は次のようなものであった。

第一条 国體若ハ政體ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二条 前条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二處ス

第三条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五条 第一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知りテ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同シ

第六条 前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免除ス

第七条 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

## 附 則

大正十二年勅令第四百三號ハ之ヲ廃止ス

(1) 一九二三年(大正一四年)二月二十七日摂政として第四八議会の開院式に出席のためお召自動車で貴族院に向かっていた皇太子の裕仁親王(後の昭和天皇)を、東京の虎ノ門外で、社会主義者の難波大助がステッキ仕込み式の散弾銃で狙撃したという事件である。銃弾は皇太子には命中しなかったが、車の窓ガラスを破って同乗していた侍従長の入江為守が軽傷を負った。関東大震災後に頻発したテロ事件の一つで、復興を進めていた第二次山本内閣は引責により総辞職を余儀なくされた。難波は大逆罪で起訴され、死刑判決を受けた。死刑は一九二四年一月一日に執行された。

(2) 一八七六年(明治九年)四月二日—一九六八年(昭和四三年)六月二二日。長野県出身。日本法律学校(現在の日本大学)を卒業。東京地裁判事を経て、ドイツに留学し、その後、内務省警保局長等を務め、三・一五事件の検挙を指揮した。一九二九年(昭和四年)に貴族院議員となり、一九三一年(昭和六年)には東京弁護士会会長に、また一九三三年には日本大学総長に、そして、一九四〇年(昭和十五年)には大日本興亜同盟理事長に就任した。

(3) 前掲『治安維持法』三三—三四頁等を参照。

(4) 同三四—三五頁等を参照。

(5) 同四八—四九頁等を参照。

(6) 一八七〇年(明治二年)二月一日—一九四二年(昭和一七年)二月五日。長野県で生まれ、小学校助教を経て、一八八三年(明治一五年)、上京し、司法省法律学校を経て、東京帝国大学法科大学を卒業、同年九月、代言人免許を取得。一九〇三年(明治三六年)の衆議院総選挙に出馬し、当選。以来、当選一〇回。日露主戦論の急先鋒となり、一九〇五年(明治三六年)の日比谷焼打ち事件の首謀者として投獄されたが、無罪となる。政友会に入り、幹事長を

経て、一九二〇年（大正九年）、原敬内閣の国勢院総裁、一九二五年（大正一四年）、加藤高明内閣の司法大臣、一九二七年（昭和二年）、田中義一内閣の鉄道大臣を歴任。一九二五年（昭和四年）、私鉄疑獄、売勲事件に連座し、一九三六年（昭和十一年）、懲役二年で入獄し、政界を引退した。

(7) 一八六六年（慶応二年）三月二日—一九四九年（昭和二十四年）十一月二〇日。島根県出身。父は松江藩士。東京帝国大学法科大学を卒業し、大蔵省に出仕。主税局長、大蔵事務次官を歴任し、（一九二一年（明治四四年）、貴族院議員。第二次桂内閣、第二次大隈内閣で、蔵相を務める。一九二四年（大正一三年）、加藤高明内閣の内相に就任し、普通選挙法の成立に尽力した。一九二六年（大正一五年）、首相となる。ロンドン海軍軍縮会議首席全権を経て、一九三一年（昭和六年）、再び首相に就任した。日米開戦に反対し、開戦後は和平派の立場をとった。

## 2 衆議院での審議

一九二五年二月一八日夕、法案は第五〇帝國議會に提出され、翌一九日、衆議院に緊急上程された。衆議院本會議は、同一九日、同法案に関する第一読会を開き、政府の趣旨弁明を求めた。若槻國務大臣（内務大臣）の趣旨説明は次のようなものであった。

我国ニ於キマシテ、無政府主義者、共產主義者其他ノ者ノ運動ガ近年著シク發展ヲ見ルニ至リマシテ、殊ニ露國、独逸ノ革命ニ関スル過激ナル情報ハ一部ノ者ヲ刺激致シマシテ、其運動ヲ一層深刻ニ導キタルノ威ガアリマス、續イテ其一部ノ者ハ外国ノ同志ト通謀シ、又ハ海外ヨリ資金ヲ仰ギ、過激ナル運動ヲ計画実行セントスル者ガアリマス、運動自体モ組織的且ツ大規模ニ行ハレントスル所ノ狀況ニ在リマス、而シテ最近各種ノ社会運動モ漸次熾ナラントスルノ狀況ニ在リマスノヲ奇貨ト致シマシテ、是等ニ對シテモ危険ナル思想行動ヲ鼓

吹シ、以テ運動ヲ悪化セシメ、又ハ社会主義的過激運動ト提携セシムルヤウニ努メツアルヤウナ次第デアリマス、加之日露ノ国交モ早晚回復ヲミルニ至ルコトト存ジマスガ、其結果ハ彼我ノ来腹頻繁トナリ、過激運動者ハ各種ノ機会ヲ得ルニ至ルコトデアラウト思ハレマス、要スルニ各種ノ社会運動ハ漸ヲ追ウテ旺盛トナルコトデアラウト思ハレマスルシ、此間過激ナル思想ヲ有スル者等ガ帝国ノ治安ヲ紊ルノ目的ヲ以テ不穩ナル行動ニ出ヅルノ傾向ハ、益々増加スベキモノト認ムルノ外ナイノデアリマス、然ルニ是等ノ行動ニ對スル取締法規トシテハ刑法、治安警察法、新聞紙法、出版法等ガ存シテ居リマスケレドモ、其規定ガ不十分ニシテ、屢々危険ナル行動ヲ全ク取締リ得ザル場合ガアリマスノミナラズ、其罰則ヲ適用シ得ル場合ト雖モ概ネ輕キニ失シマシテ、罰則ヲ賭シテ不穩ナル行動ヲ敢行セシムルノ結果トナリ、為ニ取締ノ実ヲ拳ゲルコトヲ得ザルノ憾ガナイデハアリマセス、以上ノ理由ニ依リマシテ本法案ヲ立案シタ次第デアリマスガ、法案ノ内容ハ、萬世一系ノ皇室ヲ奉戴シテ居ル、帝国ノ国體ヲ变革シヤウトスルヤウナ事柄、又明治大帝陛下ノ大御心ニ依ツテ創定セラレタル、我が立憲政體ヲ变革シテ、議會否認ヲナスト云フヤウナ事ヲセントスルヤウナ事柄、又ハ私有財産制度ヲ根本カラ否認シテ共產主義ヲ行ハントスルガ如キ、我が国家組織ノ大綱ヲ破壊セントスルガ如キ、不法ナル結社―其謀議ト煽動及叙上ノ犯罪ヲ醸成スベキ目的ニ出デタル金品利益ノ授受ヲ禁ジテ、現今ノ過激ナル社会主義運動中ニ存スル、尚ホ重大ナル危険ト弊害トヲ尠カラシムルト同時ニ、一般社会ヲ戒メ、不穩ナル行動ニ出ヅルガ如キ事ヲ予防セントスルノガ本案ノ趣旨デアルノデアリマス、願クハ慎重ニ御審議ノ上、本案ニ御協賛ヲ興ヘラレンコトヲ切ニ希望致シマス<sup>(8)</sup>

この趣旨説明に対し、多くの議員から質問が相次いだ。質問は、次のような内容であった。<sup>(9)</sup>



- 今大正ノ御代ニ將ニ普通選挙ヲ施行セラレ、貴族院モ改革セラレントスル際ニ、何故ソシナニ慌テ、サウシテ之ヲ取締ルヤウナ法規ヲ必要トスルノカ、或ル筋ヨリ何カ交換的ニ條件ヲ附ケマシテ、已ムナク斯ウ云フ法案ヲ出シタノデハナイカ
- 人類ノ向上ヲ図ルニ付テハ、思索ノ自由ヲ許シテ置カナケレバナラヌノデハナイカ
- 普通選挙ヲ行フヤウニナツタ今日デアレバ、思想ハ健全ニナツタノデアルカラ、本法ハ必要デハナイノデハナイカ
- 普通選挙ヲ実行スルヤウニナツタナラバ、斯様ヲ取締ノ要ラナイノデハナイカ
- 今日ノ露国政府ノ共產主義ト云ツテモ、新經濟政策ヲ執ツタ為ニ若干ノ私有ヲ認メテ居ルノデアルカラ、日魯ガ往来ヲ頻繁ニシタ所ガ、政府ノ憂ウルヤウナ共產主義ノ伝播ハ無イト思フガドウカ
- 日露ノ国交ガ回復シテカラデモ宜イノデハナイカ
- 過激社会運動取締法ト治安維持法トノ違ヒハナイノデハナイカ
- 無産階級ノ人達ガ本法案ノ規定ヲ誤解シテ居ルガ、誤解ヲ除去スル為ニ然ルベキ修正ガ必要デハナイカ
- 此法律ヲ提出スルニ付テハ、洵ニ危険ナル事柄ガ沢山アル、却ツテサウ云フコトハ此公開ノ席上デ発表サレタ方ガ宜イノデハナイカ
- 刑法其他ノ法律ニ遺漏ガアツテ此法律ヲ作ルト云フナラバ、其根本ノ刑法ナリ、治安警察法ナリニ改正ヲ加ヘタラ宜イノデハナイカ
- 新聞紙法ノ改正ノ意見ガナイノニ、治安維持法案ノ如キ法案ヲ提出スル事ハ、考ノ上ニ於テ大ナル矛盾ガアルヤウニ思フガドウカ

- 「国體」「政體」「私有財産制度ノ否認」ト云フ事ノ意味ガ明瞭デナイノデハナイカ
- 法案ガ成立致シマス、直ニ此法律ニ依ツテ制裁ヲ加ヘル者ガアツタカ否カ
- 「煽動」ヲ何故罰スルカ、教唆ノ程度マデ行カナイ者ヲ何故罰スルカ
- 本法ニ禁錮ノ外懲役ノ刑ヲ設ケタノハドウカ
- 「煽動」ト云フノハ「宣伝」ト同一デハナイカ
- 本法ガ成立シタ場合ニ於ケル影響トシテ、真面目ナル社会運動ガ妨グルコトガアリマセヌカ

この後、法案は治安維持法案特別委員会の審議に付託された。委員会は、二月二三日、二四日、二六日、二七日、三月三日、四日、六日と開かれた。二三日の委員会では、質疑に先立って、議事進行に關して、中谷貞頼<sup>10</sup>委員から次のような発言があり、注目された。

此院内ノ形勢ヲ見マス、多数ヲ有スル興党三派ノ支持シテ居ル政府ノ提案デアリマス、而シテ又吾々ニ情報ノ伝フル所ニ依レバ、唯一ノ反対党タル政友本党モ此法案ニハ強テ反対デナイト云フコトヲ伺ツテ居リマス、サウ致シマスルト院内ノ形勢ハ殆ド全部ガ本案ニ對シテ或ハ敬意ヲ表シ、或ハ反対シナイト云フヤウナ立場ニ在ルノデアリマス、而モ院外トノ形勢ハ院内ノ考ト同ジデナイノデ、吾々ハ議員ノ職責上三派ガ政府ヲ支持致シテ居リマシテモ、此問題ニ付テハ十分ニ質問ヲ致ス積リデアリマス、又其同志モ多数アルノデアリマス、……本案ニ就テ疑義ヲ質シ、国民ノ自由ニ付テ重大ナル關係ヲ有スル此案ニ付テハ、吾々ノ納得スル迄ハ何回デモ質問ヲ重ネテ応答ヲ求メタイノデアリマス<sup>11</sup>

続いて、委員長の要請に基づき、小川國務大臣(司法大臣)から提案理由の説明があった。

近頃社会ノ状態ノ変遷ニ連レマシテ、段々左傾、危険ナル思想ガ發生シテ參リマシテ、国法上ノ秩序ヲ壊乱セントスル者ガ少ナクナイ、又無政府主義ヲ唱へ、共產主義ヲ唱へ、更ニ進ンデ、是ガ実行ニ着手セントスル者モ亦少ナクナイヤウニナツテ參リマシタ、殊ニ露西亜帝國ノ崩壊、独逸帝國ノ崩壊等ハ、餘程我が国内ノ人心ニ刺激ヲ興ヘタヤウデアリマス、欧羅巴、亜米利加等ニ於ケル左傾思想、無政府主義、共產主義等ノ思想モ亦我国ニ少ナカラザル影響ヲ興へ、殊ニ国内ニ於ケル經濟事情、其他一般社会事情ノ變遷ニ伴ヒマシテ、……一般思想モ大分動搖シテ參ツテ居リマス、加フルニ露西亜ノ今日ノ勞農政府ハ、御承知ノ通り第三「インターナシヨナル」ノ名ヲ以テ世界ニ向ツテ、非常ナ熱心、非常ナ力ヲ盡シ、又少カラザル金ヲ使ツテ組織的ニ共產主義ノ運動ヲ致シテ居リマス、我が国内ニ於テモ不幸ニシテ、此露西亜ノ「ボルセービキ」ノ輩ト相通ジ、或ハ金品ヲ受取り、彼等ト共ニ彼等ノ計画ニ參與ヲ致シテ、我が国内ニ向ツテ此主義思想ヲ宣伝スルノミナラズ、更ニ進ンデ之ヲ実行シヤウト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、……我国ニ於テモ、共產党ナルモノガ組織セラレタト云フ次第デアアル、……今日マデ我が帝國ニ於テ、類例ナキ、想像タモ出来ナカツタ所ノ最モ危険ナル状態ヲ發生シテ參ツタ、此危険ハ国家ノ為ニ、社会ノ為ニ防衛シナケレバナラス、又之ヲ防衛シテ、將來斯ル危険ノ發生ノナイヤウニ、致サナケレバナラス、既ニ生ジタルモノニ對シテハ、嚴重ナル処罰ヲ致シテ、而シテ斯ルコトノ絶滅ヲ期シナケレバナラス次第デアアル、外国等ニ於テモ此共產主義、無政府主義ノ為ニハ非常ナル苦痛ヲ感ジマシテ、何レノ国ニ於テモ、相當峻厳ナル法律ヲ以テ之ニ臨ンデ居ルノデアリマス、殊ニ世界ニ於テ自由ヲ以テ高唱サレテ居ル所ノ亜米利加合衆國ノ如キ、二十一年ト云フガ如キ、懲役ノ重刑ヲ課シテ、

是ガ防遏ヲ図ツテ居ルト云フ次第デアリマス、勿論、共產主義、無政府主義等ト云フモノハ……我國ニ於テ發生スルモノトハ私共考ヘテ居リマセヌ、又斯ル思想ノ發生竝ニ發達ニ付テハ、独リ法律ヲ以テ、之ニ臨ムノミデハ無論足レリトハ致サヌノデアリマス、或ハ經濟上ヨリ致シテ、国民一般ノ生活ヲ向上セシムル、或ハ又道德上ノ精神の方面ヨリシテ一般国民ノ道義心ヲ高メル、又知識ノ上ヨリシテ斯ル淺薄ナル人類ノ共同作用ヲ妨ゲル所ノ、実行ノ出来ナイ人類ニ不幸ヲ與ヘルヤウナ事柄ハ宜シクナイト云フコトヲ、知識ノ上カラ之ヲ啓発シテ彼等ノ蒙ヲ啓キ、而シテ彼等ヲシテ反省セシメテ、サウシテ根本ヨリシテ是ガ絶滅ヲ図ラナケレバナラヌコトハ勿論デアリマス、……併シナガラ今日ハ既ニ遺憾ナガラ事ガ發生シテ參ツタ、而シテ……太逆事件ノ如キ、……彼ハ共產主義ノ為ニ斯様ナコトヲ……ヤツタト言ツテ居ル、是デモ我國ニ於テ法律ヲ以テ之ヲ取締ル必要ガナイト云フコトハ、私共ニハ想像ガ出来ヌト思フガ故ニ、道德精神のノ方面、或ハ国民ノ生活ヲ豊富ニスルト云フ點ヨリシテ、力ヲ盡スベキコトハ勿論デアリマスケレドモ、国家トシテハ之ニ相當ナル所ノ法律ヲ設ケテ、而シテ犯罪ト云フモノヲ取締ラナケレバナラヌノデアリマス、……国家ノ根本ヲ破壊シ、社会ヲ根底ヨリシテ打壞サウト云フコトノ実行ニ着手セムトスル者ガ出来テ居ルノニ、之ヲ取締ラヌト云フコトハドウシテモ出来ナイコトデアリマス、又此法律ニ付テ……最近労働者ノ一部或ハ新聞社ノ一部等ニ於テ反対ヲスル模様ガアルヤウデアリマス、是ハ能ク此法律ヲ見テ條文ヲ能ク讀ミ、其精神ノ存ル所ヲ考ヘラレマシタナラバ、少シモ心配スル必要ハナイト思フ、……進ンデ是ガ実行ヲスルダケノ者ヲ罰スルト云フノデアリマスカラ、世間ニ能ク分リマシタナラバ、……總テ疑ハ私ハ能ク解ケテ、サウシテ此法律案ニ付テ国家ノ為ニ社会ノ為ニ賛成ヲ表スルコトニナルデアラウト私ハ考ヘテ居ル次第デアリマス<sup>12)</sup>

この説明に対し、質問の通告が多数あった。谷原 公委員の質問は次のようなものであった。

此法文ハ少シドウモ法文トシテ示スベキ霸絆ガ廣過ギハシナイカ、……政府ハ社会主義ト云フヤウナモノニ對シテ千遍一律ノ取締ヲセントスル結果、此憲法政治ノ發達ノ基礎トナルベキ制度ソレ自体ノ發達ヲ阻害スルヤウナ結果ヲ生出シハシナイカ

共產主義ト云フ意味モ漠然トシテ居ルノデアリマセウ、或ハ又本法ノ私有財産制度ノ否認ト云フコトモ漠然トシテ居ルノデアリマセウ、……現在ノ露國ノヤウニ生産機關ハ全部國有或ハ其他ノ公共団体、即チ公營、公有トカニスル、斯ウ云フヤウナコトヲ帝國議會ヲ通ジテ合理的(ママ)ニ之ヲ実行スルト云フ場合デモ、本法ニ於テハ一ツノ違反事項トシテ含ムノデアリマスカ

一面選舉權ヲ拡張スル、其結果ハ無産政党ト云フモノガ現ハレル、サウシテ生産機關ノ公營ト云フヤウナ問題ヲ持出スカモ分ラナイ、ソレデ豫メ之ニ依ツテ束縛スルノデアル、即チ右ニ興ヘテ左ニ奪ハントスル如キ感じガ浮ブノデアル

議會主義ニ依ル所ノ此生産機關ノ公營ノ如キハ、本法ニ於テ決シテ干涉スベキ目的デハナイト、斯ウ判断シテ宜シイノデアリマスカ<sup>13)</sup>

二三日の質疑で最も注目されたのは、本田義成<sup>14)</sup>委員によるものであった。「私ハ此法律ニハ徹底徹尾反對スル者デアリマス」として、次のように法案を批判したからである。

前二過激社会運動取締法ノ葬ラレタノチニ、ソレニ對シテ相當ニ善處サレテ居ツタカドウカ

法律デバカリ處分ヲシテ、此善良ニ導クト云フ、善處スルト云フ機関ガ缺ケテ居リハシナイカ

刑罰ハ内容モ形式モ明瞭ニナツテ居ナケレバナラス、且ツ統一サレテ居ナケレバナラスニ、本法ハ——治安維持法ハ漠然トシテ居ツテ、大切ナ點ガ明瞭ヲ缺イテ居ル……

煽動ト云フ字ヲ使フト是ガ悪用サレルコトニナル、色々ノ方法デ此煽動ト云フ字ガ悪用サレルト思ヒマスガ、ドウ云フ譯デ斯ウ云フ字ヲ使ヒマスカ、……共產主義、無産主義ト云フ風ニセラレナカツタ理由ヲ伺ヒタイ……、……斯ウ云フヤウナ文字ヲ使用シテ居ルコトガ将来ニ禍根ヲ胎ス一大病根デアルト思フ、……不明確ナル文字ヲ使ツテ斯ウ云フ重大ナ法律ヲ設ケルト云フコトハ、吾々ハ到底賛成スルコトガ出来ナイ

此法律ヲ出サズシテ、何故ニ前ノ法律ヲ改正スルコトヲシナカタカ、……是ハ政府ハ或ル枢密院ノ人ニ依ツテ、此法律ヲ提案シナケレバ普選ガイカヌト云フヤウナコトデ、私ハ此案ガ出タモノト考ヘテ居ル、ソレデゴザイマスカラ、本法ヲ一ツ撤回シテ、前ノ法律ヲ改正シテ取締ルコトガ出来ルカ出来ヌカト云フコトヲ私ハ伺ヒタイ<sup>15)</sup>

二四日の質疑では、「政體ノ変革」「私有財産制度ノ否認」と憲法改正との關係が杉浦武雄委員によつて問題とされた。「憲法ヲ改正サレント云フコトハ憲法自体ガ認メテ居ル……其中ニ政體ノ變更ト云フモノハ這入ラナイカドウカ」等という質問に対する小川大臣の答弁は次のようなものであった。

國民ノ代表ト共ニ政治ヲ為サレル、斯ウ云フ大御心カラ憲法ガ出来タノデアアル、即チ日本ノ立憲君主政體ト

云フモノノ根本ハ此處ニ在ルト思フ、之ヲ壊サウト云フコトハ洵ニ危険デアル、之ガ本法ノ立案ノ趣意デアリマス、……<sup>16</sup> 国體ノコトマデ言及セズシテ、単ニ此議會政治ヲ否認シテ打壞サウ、國民ノ代表ヲ以テ政治ヲスルト云フコトダケ打壞サウト云フコトダケヲ主張シテ、之ヲ実行シヤウト……云フ運動ガ始ツテ来テ居ル、之ガ甚ダ恐ルベキモノデアルカラ、之ヲ罰シナケレバナラヌト云フコトニナツタノデアリマス。

「私有財産制度ヲ否認スルト云フ意味ハ」という質問に対しても、小川大臣から次のように答弁された。

私有財産制度ヲ変更スルトカ、或ハ所有權ヲ制限ヲ加フルト云フコトハ少シモ差支ナイノデアリマス、……生産機關ノ公營デモ、私有財産制度ヲ根本カラ否認スル考ヲ以テ所有權ト云フモノヲ没収シテシマフト云フ考デアレバ、是ハ私有財産制度ノ否認デアリマスカラ、之ニ触レル、併シナガラ所有權即チ私有財産制度ヲ認メテ之ニ相當ノ賠償ヲヤツテ、サウシテ之ヲ公有ニスルトカ、國營ニスルトカ、或ハ其他ノ機關ニ移スト云フコトハ些トモ差支ナイ、……<sup>17</sup> 國家社會主義ノ如キモノモアルデアリマセウガ、是モ亦所有權ヲ認メルノデアリマスカラ差支ナイ、唯々此法律デ罰シヤウト云フノハ、根本カラ私有財産制度ヲ否認スルモノデアリマス。

なお、同日の委員会では、法案に賛成する立場から、「露西亜ノ共產党ト此法律ノ内容トノ關係如何」、すなわち、「露西亜ノ宣伝法ハ」、「朝鮮ニ於ケル過激派ノ宣伝ノ模様等ハ」、「日本ノ農民組合及農民運動ト共產党ト萬一二脈略ガアルヤウナコトガアルナラバ甚ダ憂慮ニ堪ヘナイノデアリマス、政府當局デハ之ヲ如何ニ御考ニナツテ居リマスカ」等の質問が青木精一委員からあり、これを奇貨として、治安維持法を制定する必要性が幣原喜重

郎國務大臣（外務大臣）や政府委員から縷々、説かれた<sup>(18)</sup>。

二六日の委員会では、原夫次郎委員<sup>(19)</sup>、星島二郎委員<sup>(20)</sup>から発言があった。原委員と政府委員との質疑も注目された。「政府ハ何故刑法ヲ改正セズシテ、斯ウ云フ単行法ヲ出シタノデアリマスカ、……過度法トシテ斯ウ云フ単行法ヲ出シタノデアルカ」という質問に対して、山岡萬之助政府委員（司法省刑事局長）から次のように答弁されているからである。

刑法ノ規定ハ公益ヲ直接ニ侵害スル、斯ウ云フモノガ刑法ノ実質デアリマス、單純ナル危険ヲ罰スルト云フコトハ刑法ノ本質デナイノデアリマシテ、常ニ刑法ハ公益ノ侵害ト云フコトヲ前提ト致ス譯デアリマスガ、此案ノ規定スル所ハ公益ニ直接デナクシテ、即チ公益ノ侵害ヲ予防スル、斯ウ云フコトガ刑法カラ引離シテ斯ノ如キモノニ纏メテ規定スルヲ最モ適當ナリト信ジマシタ<sup>(21)</sup>

原からの「枢密院デ何カ御約束若クハ行懸リ等ガアル為デアルト云フコトナラバ」という質問に関わつて、若槻大臣から次のように答弁されている点も興味深い。

假ニ枢密院ノ上奏ノ中ニ普通選挙ト云フモノヲ実行スルト共ニ、何等カノ取締規定ヲ設クル必要ガアルト云フヤウナ意味ガアツタトシテモ、ソレハ枢密院ノ意見デアリマス政府ノ関スル限デハナイ、政府ハ治安維持法ノ制定ナルモノハ、普通選挙ノ実行トハ何等関係ハナイノデアル、……選挙法ヲ改正スル事柄トハ何等関係ノナイ事デアリマス<sup>(22)</sup>



他方、星島からは、無政府主義、共產主義の定義と治安維持法の適用範囲との関係が質問されている。ただし、星島の問題意識は、「日本ノ皇室ヲ中心ニシテ、サウシテ御互ニ煩ハシイ所ノ社會ノ一大支配權ヲフ（マ）勢力ガナクテ、理想ノ社会ニ住ミタイト云フコトヲ熱心ニ考ヘテ居ル宗教団体ヤ思想団体ガアツテモ、是ハ別段秘密結社トハ認メナイ、斯様ニ解釈シテ宜シイノデスカ」というものであった。これに対して、若槻大臣から、「御質問ニナツタヤウナノハ、ドウモ其為ニ結社ヲ組織シタトカ、或ハ其実行ヲ協議シタトカ、或ハ其実行ヲ煽動シタト云フコトニナラヌヤウニ思フマスカラ、此法律ニ当ラヌト私ハ御答シタノデアリマス」と答弁されている。しかし、他方で、次のように答弁されている点には注意が必要であらう。

法文トシテハ無政府主義ハイケヌ、共產主義ハイケヌト書イタノデハ言葉ガ明確デナイ、故ニ、国體若クハ政體ヲ変革スル、私有財産ヲ否認スルト云フ言葉ヲ用キナケレバナラヌノデ、本法ノ如ク致シテアル、ケレドモ極ク俗解リニナルヤウニ説明スルト云フト、上ノ方ハ無政府主義、下ノ法ハ共產主義ト云フ意味デアリマス（若槻大臣）

殊ニ共產主義ニナレバ一層学者ニ依ツテ変ツテ居リマス、此故ニ法文ニ唯無政府主義、共產主義ト書ヒテ見タ所デ、ソレデハ実質ハ決シテ現ハレヌノデアリマス、裁判官ガ之ヲ適用シナイ（ママ）トシテモ、是ハムツカシイノデアル、……縮メテ申上ゲマズレバ、無政府主義、共產主義ノ中最モ極端ノモノヲ之ニ依ツテ罰スル、第一条ノ文字ハ斯ウ見ル次第デアリマス（山岡政府委員）<sup>25</sup>

これによれば、治安維持法については、立案当局によって、拡大解釈の可能性が始めから想定されていたとい

えようか。すなわち、無政府主義、共産主義と法文に書くと、意味が多義的のために適用が困難となる。そこで、「国體若クハ政體ノ変革」や「私有財産制度ノ否認」という言葉を用いた。この法文を厳密に解すれば、政府委員の答弁にみられるように、すべての無政府主義、共産主義に適用するのは困難であつて、その中の「極端」だけに適用ということになる。しかし、「国體若クハ政體ノ変革」や「私有財産制度ノ否認」という言葉を用いたのは、そもそも無政府主義、共産主義を厳しく取り締まるためである。現に司法大臣も内務大臣もそう答弁している。そうなると、法の運用に当つては、その適用範囲を「極端」に限らず、他の無政府主義、共産主義に対しても拡大する必要がある。こういうことになるからである。

二七日の委員会では、「議會ヲ通シテ為シタル合法性ノ根本的否認ハ、果シテ責任アリヤ、否ヤト云フ質問ニ對スル答弁」については、大臣と政府委員の間に撞着があるように思われるので、この点について説明を求めたという委員長からの要請を受けて、冒頭で、政府委員から、齟齬はない旨の弁明がなされた。ただし、その弁明の中で、「議院外ニ於テ憲法ヲ變更スルコトハ絶対ニ出来ナイコトデアリマス」という発言があつたので、前田米蔵委員<sup>(26)</sup>長から、「政府委員ハ只今院外ニ於テ吾々政党事務所ニ於テ上奏準備ヲスルコトハ犯罪行為デアルト云ハレタノデアリマス、私ハ斯ノ如キ問題ハ正当ノ業務ノ範圍ニ当然包含セラルベキモノデアツテ、政府委員ノ答弁ハ法理上遺憾ナガラ誤リデアルト云フコトヲ断言出来マス」と直ちに反論<sup>(27)</sup>されている。

その後、星島委員、原委員、横山委員、山崎達之輔委員から質問が出された。星島委員からは文部政務次官に対して、治安維持法と研究の自由に関わつて、次のような質問がなされた。

私ハ思想ハ勿論自由デナケレバナラス、研究モ勿論自由デナケレバナラス、而シテ国家ハ命令ヲ以テ学者ニ

研究ヲ命ジテ居ル、而シテ其研究ノ結果結論ニ達シマシテ、之ヲ発表シタ場合ニ、今迄ニ於テハ新聞紙法デ度々ヤラレテ居ル、ソレガ進ンデ本法ニ触レル虞ガナイカ、本法制定ノ為ニ却テ其研究ヲ阻害スル虞ハナイカ、現ニ此前ノ過激法案ノ出マシタ時ハ学者ハ非常ナ議論ヲ致シタ、今回ノ此法案ニ對シテハ一向学者トシテノ意見ヲ聞クコトガ少ナイノデアリマス、ドフ云フ現象デアルカト云フコトヲ探ツテ見ルト、餘程虞レテ居ル、……岡田文相ハ非常ナ圧迫政策ヲ執ツタト云フコトヲ耳ニシテ居リマスガ、斯ノ如キコトハ学問ノ自由ヲ阻害スル結果ニナラナイカ、……此治安維持法案ハ前回ノ過激法案ガ出タ時ヨリモ、或ル意味ニ於テ非常ナ威圧ヲ感ジテ居ル、為ニ学者其他ノ人ガ非常ニ心配シマシテ、他ノ問ニ對シマシテモ一向ニ答ヘナイト云フ現象ガ現レテ居ル、文部當局ハ一殊ニ最近ノ実例デハ社会科学ノ研究ヲセシメズ、殊ニ集团的、相互的ニスルコトハ絶対ニイカヌト云フノデ、高等学校ノ校長ヲ通ジマシテ、之ニ圧迫威嚇シテ居ルノデアアル、殊ニ今回此法案ガ出ルコトニ付キマシテ、学者ハ非常ナ威圧ヲ感ジテ、研究ノ自由―其発表サヘモ控ヘテ居ルト云フヤウナ事案モアル、此點ニ付テ御意見ヲ承リタイ<sup>(28)</sup>

これに對して、鈴置倉次郎文部政務次官から、次のような答弁がなされた。

文部當局ノ考ト致シマシテハ、元來學生ハ研究ノ自由ヲ有スベキモノデナイ斯ウ考ヘテ居リマス、……不必要ナル、若クハ危険ナル研究ハ之ヲ停止スルガ当然デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、……教師ガ研究ノ結果ヲ社会ニ発表シタナラバ、其結果ガドウナルカト云フコトハ、是ハ文部當局ノ図リ知ル所デハナイ、縦令是ガ煽動等ノ秩序ノ紊乱ノ場合ハ、他ノ方法ニ依ツテ制裁ヲ受ケルノデアリマスガ、此研究ト云フモノハ大学程度

ノ人が研究スルト云フコトハ別ニ差支ナイノデアリマス、……若シ研究ノ結果是ガ危険ナリト認ムベキ場合ニ於キマシテハ、之ヲ停止スルト云フコトガ当然ノ措置ト考ヘテ居リマスガ、是ダケノコトヲ御答致シマス<sup>(29)</sup>

治安維持法案が早速、その威力を学者等に対して發揮したことがうかがい知れよう。普通選挙通過後の政党活動と治安維持法の適用如何についても、星島委員から次のような質問が出された。

政綱ノ一トシマシテ、憲法改正ニ触レルヤウナ問題ヲ掲ゲタ場合、殊ニ此普選通過後ニ於キマシテ生レテ来ル新政党ヲ吾々ハ予想シナケレバナラヌ、サウ云フ政党デ新ニ掲グル政綱ハ、憲法ノ改正ヲ要求スルヤウナ政綱ガ起ルカモ知レナイ、……憲法ノ改正ヲ促ス、或ハ其結果私有財産制度、或ハ政體ノ変革マデ行カヌ変更、……サウ云フモノヲ要求スルヤウナモノヲ堂々ト掲ゲマシテ、而モ合法的ニ議會ヲ通シテヤルト云フヤウナ院外ノ運動ニ對シテハ、矢張本法ニ於テ罰セラレル……モノト承知致シテ宜シウゴザイマスカ<sup>(30)</sup>

これに対して、山岡政府委員からは、「憲法ノ基礎ヲ変革スルト云フ政綱ヲ掲ゲルト云フコトハ、議院外ニ於テハ認メル譯ニ行カヌノデアリマス<sup>(31)</sup>」等と答弁された。

治安維持法を嚴重に施行すると日露国交回復後の交通の妨げにならないかという星島委員の質問に対しても、小川大臣から、「此法律ヲ嚴重ニ施行サレルト、両国ノ交際ノ妨ニナルト云フコトガ御尤ナ御氣遣ヒト考ヘテ居リマス、斯様ナ法律ハ餘程其適用ヲ慎マナケレバナラヌノデ、政府トシテハ出来ルダケ其適用ニ當ツテハ注意ヲシテ、苟モ其範圍ヲ拡ゲルト云フヤウナコトヲ断ジテヤラナイ考デアリマス<sup>(32)</sup>」と答弁された。ただし、この答弁

にも関わらず、当初から拡大適用が想定されていたことは前述した通りである。

「斯ウ云フ法案ヲ出スコトニ依ツテ此法律ノ目的ヲ達セラレナイデ、……犯罪ヲ促シ、サウシテ却テ思想ヲ悪化セシメ、極端ナル結果ニナリハシナイカ」という星島委員の質問に対しても、小川大臣から、「大多数ノ人ハ此ノ法律ニ依テ戒メルダラウト思フ、……極メテ少数ナ不心得ノ者ノ為ニハ却テ憤激サレルカ知レヌガ、……大多数ノ幸福ノ為ニ此法律ヲ出シタ次第アル」<sup>(33)</sup>等と答弁された。

原委員から先ずなされた質問は、濫用の危険性に関するものであった。

我国ノ警察ノ今日ノ有様デ、斯ウ云フ重大ナル法律ヲ武器トシテ興フルコトハ、甚ダ危険ナヤウニ感ズルノデアリマス、……政府當局ニ於テハ此法案ヲ以テ十分ニ取締リ得ルト云フコトノ確信ガアルノデアリマスカ  
本法案ノ如キハマルデ幽霊ノヤウナモノデアル、……斯ウ段々ト説明ガ変ツテ參ル、是等ヲ以テシテモ第一條ト云フモノ、輪郭ガ分ラナイ、極メテ漠タル規定デアル、……何故不法ヲ結社ヲ罰スルゾト云フコトヲ国民ニ示サナイ

次ニ国體ト政體トノ區別ハ、ドウ云フコトニ標準ヲ置イテ居ラル、考デアルカ、……此国體ト云フモノハ大日本帝國ト云フコトデアルト承知致シテ宜シイノデアリマスカ、ソレカラ次ニ政體ト云フノハ此統治權ヲ行フ―三權分立シテ行フ所ノ政體ヲ云フト、斯ウ云フコトニ諒承シテ宜シイデアリマスカ

第二条ニ規定シテアル「協議」ノ點デアリマスガ、……ドウ云フ事ガ協議ト見ラル、カト云フコトハ是ハ裁判官ノ認定、警察官ノ檢拳ノ模様方針等ニ依ツテ非常ニ是ハ拡大スル規定デアル<sup>(34)</sup>

このような質問に対する答弁は、次のようなものであった。

警察ニ多少ノ遺憾ナ點ガアルヤウデアアルガ、此法律ノ必要ヲ感ジテ出シタ以上、無論政府トシテモ其仕事ノ成功ヲ確信シテヤルコトデアリマス

変革スルト云フコトガ書イテアル以上、変革ト云フコトハソコマデ行カナケレバ含メナイ意味デ書イタノデアリマス、……又私有財産制度ヲ變更スルト云フコトニ相成レバ非常ニ広クナル、所ガ否認ト云フコトニナルト……事重大デアアル、ソレハ否認ト云フ字デ現レルト云フコトヲ特ニ申上ゲタ積リデアリマス

国體ハ憲法第一条ヲ基礎トシテ「萬世一系ノ天皇之ヲ統治スル」此事ハ歴史ノ事實デゴザイマス、……我國ノ今日ノ立憲政治ト云フコトハ、代議政體ヲ基礎トシテ、ソレガ政體デアルト云フコトヲ特ニ申上ゲタイノデアリマス、……其點ヲ失ヘバ今日ノ政體ト云フモノハ根底カラ變更サレタノデアアル、……貴族院ヲ無クスルノハ政體ノ變更ニナラナイ

〔目的〕 ヲ引用者 裁判ニ依ツテ認メナケレバナラヌト云フコトハ、御承知ノ通りデアリマス、ソレニ依ツテ無闇ニ広く伸ビルト云フコトハナカラウト思ヒマス、……次ニ「協議」ト云フコトデアリマスガ、……無制限ニ伸ビルト云フコトハナイト思ヒマス<sup>(35)</sup>

疑問は当たらない式の強気の答弁が目立った。原委員からは本法の刑罰についても、「結社、協議、煽動ト云フヤウナ事柄ヲ罰スルノニ、懲役十年ノ刑ヲ規定スルト云フ法律ハ、世界各国ノ立法例ヲ見テモ、斯ウ云フ立法例ハ無い、……世界中デ始メテノ重イ立法例デアルト思フノデアリマス、……政府當局ハ何ノ必要ガアツテ斯ウ云

フ重イ刑ヲ科スルノデアルカ<sup>(36)</sup>」という質問がなされている。しかし、これに対する答弁も、「十年ト云フノハ刑法ノ現行ノ規定ト照合シテ、敢テ不都合ガ無イノデアリマス、……仏蘭西ノ如キ自由ヲ尊重致シマス国ニ於テスラ、無政府主義取締ニ付テハ……二十年以下ノ刑罰ヲ定メテ居リマス、……決シテ是ガ不当ナ刑罰デアルト云フコトハ考ヘラレナイト思ヒマス<sup>(37)</sup>」というものであった。

次に質問に立ったのは横山委員であった。横山委員からは、議員の院外活動と本法の適用如何、本法の煽動罪と刑法総則の教唆罪の關係如何、治安維持令と本法の關係如何等の問題が質問された。<sup>(38)</sup>

質問の最後は山崎達之輔委員で、「本法ノ趣旨其他ニ付テ、過日來ノ応答ニ依ツテ大體諒承致シマシタ」ということを断つた上で、次のような質問がなされた。

本法第一條ニ於テ此「政體ノ变革」ト云フ文字ヲ強テ御使ヒニナル必要ガアルカ、……「否認」ト云フ文字ハ稍々適切ヲ欠クノ憾ガアリマス、……寧ロ「廃否」スルト云フ文字ヲ御使ヒニナルコトガ出来マスレバ、却テ政府ノ御趣意ヲ現ハスニ適當デハナイカ、……「協議」ト云フ言葉……、是ハ寧ロ刑法第七十七條ニアリマス……「謀議」ト云フヤウナ文字ヲ御使ヒニナル方ガ適切デハナイカ、……「国體」ト云フ文字ヲ使フコトハ、出来得ベクンバ、是ハ避ケル方ガ宜クハナイカト云フヤウナ感ジガ致スノデアリマス……<sup>(40)</sup>

これに対して、小川大臣及び山岡政府委員等からは、「矢張政體ト云フ字ヲ存シテ置キタイト云フ考デアリマス」としつつも、「唯今ノ御説ハ能ク承ツテ考慮ニ置クコトニ致シタイト思ヒマス<sup>(41)</sup>」などのリップサービス的な答弁があった。落とし所を探る質疑という意味も有していた。後述するように、第一条に「政體ノ变革」を削除

するといふ修正を加えるといふ妥協の下に法案は衆議院を通過したからである。

三月三日の委員会では、山柁儀重委員<sup>(42)</sup>、吉田眞策委員<sup>(43)</sup>、清瀬一郎委員<sup>(44)</sup>、清水留三郎委員、椿苗代委員<sup>(45)</sup>から、各質問がなされた。

そのうち、山柁委員の質問は、先ず、「国体ノ変革ト云フ事ハ……天皇及皇族ニ對シテ危害ヲ加ヘナケレバハ不可能デアリマス、天皇及皇族ニ危害ヲ加ヘントシテ結社スル場合ニ於テハ、是ハ刑法第七十三條ノ適用ヲ受ケテ死刑ニ處セラルベキデアル、然ルニ本條（治安維持法第一條―引用者）ニ依リマス、十年ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレルトイフコトニナツテ居リマスガ、此點ヲ御説明願ヒタイト思ヒマス」<sup>(46)</sup>などといふものであった。これに對して、小川大臣及び山岡政府委員から、不敬罪と治安維持法の罪の關係が縷々、説明された。

「私有財産制度ノ否認」についても山柁から質問されているが、その内容は、「出来ルダケ眞ニ自己ニ目醒メ、社会ニ目醒メテ、本當ニ純化サレタル佛ノ心持ヲ持ツヤウニ、教育的、宗教的ニ奮闘努力スルト云フ為メニ結社ヲ作ツテ、盛ンニ日本国内ニ運動ヲ始メタトスレバ、此人間最高ノ理想カラ出発シタ所ノ運動ハ、本法ニ触レルモノデアリマスガ」<sup>(47)</sup>等といふものであった。これに對する山岡の答弁は、「今日現実ニ之ヲ行ハントスルナラバ、是ハ理想デアハナイ、現今ノ社会制度ヲ破壊スルト云フコトニナリマス」<sup>(48)</sup>といふものであった。政府によれば、「私有財産制度ノ否認」を實行すれば、たとえ共産党およびその支援組織等でなくとも治安維持法が適用され得るとされていることに注意が必要であらう。

山柁からの、「日本ノ議會ノ中ニサウ云フ私有財産制度ヲ否認スル所ノ、サウシテ其現実ノ状態ニ於テハ上奏ノ権利ダケヲ行使スル目的ヲ以テ、茲ニ共産主義者ノ政党ガ組織サレタト致シマスルナラバ、之ヲ政府ハ御認めニナル御積リデアルカドウカ」<sup>(49)</sup>という質問に對しても、山岡から「私有財産ノ制度ノ根本ヲ否定スル所ノ政党ト



云フモノハ、警察關係ニ於テ公認スベキ政党ニナルトハ思ハヌノデアリマスガ、又假ニ警察關係ガ認許シテモ、本法ニ於テ斯ノ如キモノ、存在ハ許スベカラザルモノト思ヒマス<sup>(50)</sup>等と答弁されている。院内活動か院外活動かという、これまで述べられてきた適用基準はここでは無視されている。

「無産者ガ或ル要求ヲシテモ、ソレニハ何等手ヲ付ケズニ居リナガラ、其為ニ不平ヲ懷イテ或種ノ社会ノ組織ノ変革ヲ叫ビタル者ヲ重刑ヲ以テ縛ツテ行カウ、斯ウ云フコトダケヲシテ居ラレルノデアリマスガ、……農商務省ノ当局トシテ、如何ニ御処置ニナル御積リデアルカ<sup>(51)</sup>」という質問に対して、農商務政務次官から、「思想政策ニ於テ産業政策ニ於テ総テノ方面カラ、成ベク有産階級ト無産階級トヲ融和セシメ、サウシテ上下挙ツテ強固ナル社会ヲ組織シ、強固ナル国家ヲ造リ、決シテ極端ニ走ルヤウナコトノナイヤウニ致シ、是デ以テ最大多数ノ最大幸福ヲ増進致シテ行ク方針デアリマス<sup>(52)</sup>」等と答弁されている。

吉田委員の質問は、先ず、「治安維持法ガ議會ニ出ルヤ、全国ニ多数ノ反対ノ声ガ揚ツテ来タノデアリマス、是ハドウ云フ原因ニ基イテ揚ツタカ云フコトヲ御調査ニナツタコトガアリマスカ、又御調査ニナツタトスレバ、其原因ニ付テ内務省ノ御觀察ヲ伺ツテ置キタイト思ヒマス<sup>(53)</sup>」というものであった。この質問に対する答弁は、「恐ラク労働運動ナドヲセラレテ居ル所ノ人ガ、此法律ガ出来レバ其運動ニ害ガアルト云フ風ニ考ヘテ居ラル、ルノデハナイカト思フ、併シ……純真ナル労働運動ヲ阻止スルト云フ考ハ更ニ無イノデアリアス、其點ニ多少誤解ガアリハセヌカト思ヒマス、尚亦「煽動」ト云フ文字ガアル為ニ、玉石混交ノ虞ガアルト云フ意味ニ於テモ反对ガ私ハアリハセヌカト思フ<sup>(54)</sup>」というものであった。

思想ノ取締ハ思想ヲ以テ取締ルベキモノデアツテ、此思想ニ基イテ思想ヲ善導スルガ理想デアラウト考ヘル

ノデアリマス、サウ致シマスルト今日ノ場合此法律案ヲ出サナケレバナラヌヤウナ立場ニ至ラシメタト云フコトニ付テハ、是マデノ思想取締或ハ善導等方面ニ於テ欠陥ガアツタノデハナイカト思ヒマスガ、如何デゴザイマスカ

現時思想ノ善導ニ基テ政府ノ政策、並ニ将来ニ於テドウ云フ政策ヲ以テ臨マレル御計画ガアルノデゴザイマスカ<sup>(55)</sup>

このような吉田委員からの質問に対して、「此法律ガ出来マシテモ、思想ノ善導ニ付テハ固ヨリ十分盡サナケレバナラヌコト、思ヒマス」<sup>(56)</sup>「各省ニ於テ相当考慮シテ居ルコト、思ヒマス」等と答弁されている。

吉田からも、解釈論上の疑義が示されている。一つは「政體ノ変革」ということに関わるが、「民選議員制度ヲ破壊スルト云フ意味（ノ方ガ―引用者）……吾々モ疑義ガナクナツテ非常ニ明白ナルガ如何デゴザイマスカ」というものであった。もう一つは「私有財産制度ノ否認」に関わる。政府がこれまで答弁で、「私有財産制度ノ否認」に該当するかどうかを判断するに当たって規準としてきた「賠償の有無」（賠償論）というのは、「公益ノ場合ニ於テハ賠償ニ拘ハラズ是ハ国有ニ為スコトヲ得ル」という憲法第二七条と矛盾するのではないかということであった。もう一つは、第一条第二項の罪に関わって、「前條ノ第一項ノ目的ト云フノハ結社マデヲ含ムノデアルカ、或ハ否認ノ程度ニ於テ之ヲ止メルノデアルカト云フコトガ少シ疑問デアリマスガ、如何デアリマスカ」というものであった。第三条ノ「協議」についても、「相手方ガソレハ考ヘモノダ、翌日ニナツテ其協議ヲスル、……其際ニ前日ニ於テ相談ヲ受ケタカラ直ニ『協議』ト云ヘルノデアルカ、是モ含マレルノデアルカ」が質問された。第三条の「煽動」についても、「宣伝」との関係如何に関わって、「事件ノ起キタ場合ニ於テ、多クハ宣伝

二過ギナイモノガ、煽動ト實際ノ認定ヲ受ケルダラウト私ハ其點ニ関シテ杞憂ヲ懷イテ居ルノデアリマスガ、政府ハ此點ハ大丈夫ダト云フノデアリマスカ」と質問されている。この質問については、山岡の方から、「御尤ナ御質問デアリマス、其點ハ政府ニ於テハ十分ナル―今後ニ於テ此法文ノ趣旨ヲ徹底シテ些ノ遺算ナキコトヲ期シタイノデアリマス」と答弁されている。<sup>(57)</sup>

法案の修正についても、吉田から、「後程ニ於キマシテ私カラ修正意見ヲ提出致シテ見タイノデアリマスガ、政府ハ政府ノ意見ノ範圍ナラバ、此修正ニ応ズルコトハ吝ナラザル御意見デアリマセウカドウデアリマセウカ」と質問されている。「法案ノ精神ヲ破壊シナイ所ノ修正ニハ政府ハ之ニ応ズルト云フコトハ、司法大臣カラ声明サレテ居ルデアリマス、……今モ變ツテ居リマセヌ<sup>(58)</sup>」というのが政府委員の答弁で、落とし所が模索されている。

他方、清瀬委員からの質問は、この三月三日の委員会の外、三月四日の委員会、六日の委員会でも行われている。六日の委員会での議案採決に先立つ討議でも法案撤回論を展開したが、三日の質問は次のようなものであった。

政府ノ方デハ議院サヘアレバ、議員ノ職能ハ多ク眼中ニ置クニ足ラヌト云フノデアリマスカ、憲法變更其他重要ナル議員ノ上奏権ノ行使ニ付テ、苟モ不便ヲ来スヤウナ制限ヲスルト云フコトハ、立憲政治ノ上ニ於テ遺憾ナ事ト思ヒマス、……立憲政治ガ却ツテ此立法ニ依ツテ制限サレルト云フ結果ニ相成リハシマイカ

言葉ノ上ニハ衆議院ヲ尊重シナケレバナラヌコトノヤウデアルケレドモ、其内容ハ議員ノ立法、代議士ノ活動、政党ノ結社ニ拘束ヲ加ヘテ居ルカラ、……我国ノ立憲制ニ害ノアルモノト、吾々ハ代議士ノ立場トシテ痛切ニ考ヘルカラ之ヲ更メテ(ママ)伺フノデアリマス

此法律ト云フモノハ私財ノ変更、私有財産制度ノ問題ニ関スル議院ノ立法權ヲ制限スルコトニナリハセヌカ  
 暴力手段デハナイ、合法ノ立法手段ニ依ツテ之ヲ変更スルコトヲ問題トサレテ居リマスガ、……裁判ノ否定、  
 是ナドハ此法案ノ中ニ這入ラナイト説明サレマシタガ、是ハ第二義的ノ輕イモノト思ツテ區別ヲ立テラレタノ  
 デアルカ、其辺ヲ伺ヒタイト思ヒマス

我國ノ政治ヲ見マス、天皇二種々ナル大權……ガ附属致シテ居リマス、……是ハ国體ノ範圍ニ這入ルモノ  
 デアリマセウカ

私有財産制ト云フコトノ見解ヲ要求致シマス、……（政府ノ見解デハ―引用者）何ガ私有財産デアルカ洵ニ  
 譯ガ分ラヌ、小作制度マデモ私有財産ト仰ル、ソシテ私共ナイト思ヒマス

私ノ問ハント欲スル所ハ要スルニ政府ガ、所有權ト云フモノヲ如何ニ見ラル、カ、之ガ我國ノ国民生活ニ爾  
 ク喰入ツテ、国體ト合致スルホドノ大制度デアルト思ハル、カドウカト云フコトデアリマス、……僅カ五十年  
 間行ハレタ為メ、私有財産ヲ保護スル亞米利加アタリノ拜金宗ノ法律ヲ真似テ、茲ニ斯ウ云フモノヲ御出シニ  
 ナルコトハ、輕率デアルト云フ言葉ヲ殘シテ次ニ移リマス

此（本院ノ立法手段ハ宜シク漸次資本主義制度ニ代フルニ公有制度並ニ生産分配機關ノ民主的管理ニ基礎  
 セル生産的及社会的組織ニ向ツテ努力セシコトヲ決議ス―ト云フ決議ハ―引用者）千九百二十三年三月二十日、  
 英吉利ノ労働党ガ決議案トシテ議會ニ提出シタモノデアリマス、……斯ウ云フモノガ本法ニ触レナイカドウカ  
 立憲国ニ於テハ立法ハ何デモヤツテ何等ノ差支ハナイ、……之ヲ信賴セヌト云フコトハ議院政治ヲ破壊スル  
 モノデアツテ、……此案自身ガ政體ヲ変革シツ、アルノデアルコトヲ嘆カザルヲ得ヌノデアリマス

陪審トノ關係ヲ研究セズニ之（此法案―引用者）ヲ御出シニナツタコトハ、實ニ私ハ驚入ルノデアリマス

往年過激社会運動取締法案が提出サレタ時ニモ十年デアツタガ、貴族院ハ二回マデモ審議ノ上之ヲ三年割ツテ居ル、……然ルニ又十年ヲ固執サレタ原因ハ何所ニアリマスカ、……過激社会運動取締法案ト、此法ト法域ガ違ツテ居ルト云フノハダウ云フ譯デス、私ハ同一ノ法域ヲ眼中ヲ置カレテ立法サレタモノトシテ今日マデ審査シテ居リマス、……現行ノ新聞紙法ヲ二年、出版法ヲ二年、治安警察法ヲ一年トシテ置カレテ……一躍(此法案デ一引用者)十年ト云フコトハ如何デゴザイマセウカ、新聞紙法ヲ眼中ニ置カル、ナラバ二年半カ三年ト云フコトニ相成ルベキデハナイカト考ヘマス

此法案ニ依レバ手段ノ暴行手段タルコト、不法手段タルコトヲ要セズ罰セラル、ノデアリマス、……暴行カ脅迫ノ場合ト合法手段ニ依ル場合ト一緒ニスルト云フ、玉石俱ニ焚クト云フコトニナリマスガ、是等ノ點ハ御考慮ノ上ノ立法デアリマスガ、何故ニ之ヲ同一ニシタト云フコトニ付テ承リタイ<sup>(60)</sup>

清水委員の質問は、先ず、過激社会運動取締法案にいう「社会ノ根本組織」と「政體」との相違についてで、「前ノ過激社会運動取締法案ノ中ニ『社会ノ根本組織』ト云フコトガアリマシタ、……或ル政府委員ガ一夫一婦ノ制度ヲ破壊スルコト、例ヘバ婦人公有論ノ如キハ此ニ含ムト云フコトヲ言ハレタ、今回ハサウ云フモノヲ認めナイト云フヤウニナツタラシク思ハレマスガ、ドウ云フ理由ニ依ツテサウ云フモノヲ除外シタノデアリマスカ」と質問された。これに対して、政府委員から、「今日ニ於テソレヲ罰サナクトモ社会ノ秩序ハ紊ルモノデハナイ、斯ウ云フ風ニ見テ居ル譯デアリマス」と答弁された。<sup>(61)</sup>「此本法ノ私共ガ一番遺憾ニ思ヒマスルノハ、……實際行ヒマスル所ノ司法官ナリ或ハ警察官ナリガ取扱ニ困ル、政府ガ若シ之ヲ發布シタ後ニ於キマシテ、委員会ニ於テ質疑応答サレタヤウナ重大ナル問題ヲ、或ハ地方ノ判檢事ナリ若クハ警察官ナリニ周知セシムル事ニ付テノ方法

ニ付テ何カ御考ガアリマスカドウスカ」という質問に対しても、山岡政府委員から、「出来得ル限りノ方法ヲ以テ此精神ヲ司法官殊ニ檢察官ニ對シマシテ理解致スヤウニ致サナケレバナラヌト考ヘテ居リマス」と答弁された。<sup>62)</sup>

拷委員の質問は、「刑事立法ノ法域竝ニ行爲ト云フモノハ嚴格ナル言葉ヲ要スルト思フ、其意味ニ於キマシテ本法ハ甚ダ不明確デハナカラウカト思フ」という観点からのものであった。次のように質問されている。

此本法ノ第一條ニ規定シテアリマスル国體、政體、私有財産制度、……政府ノ説明シテ居リマスル所……ニ依リマスルト、国體ト云フ觀念ハ是ハ萬世一系ノ天皇ヲ奉戴シテ居ル本国體ダ、斯ウ云フ大體ノ説明ノヤウニ思フテ居リマス、ケレドモ是ダケデハ私ハ意味ヲ成シテ居ラス、説明ニナツテ居ナイト思フ、……「国體」ト云フ文字ハ、多クノ人ニ於テ其意味ヲ異ニシテ居ル、……「国體」ナル文字ハ、……甚ダ不明瞭デアルト云フ疑ヲ持ツテ居リマスカラ、是ハ此儘デハ到底承認スルコトハ出来ナイ

政體ニ付キマシテモ……政府委員ノ説明ニ依リマス、……立憲政體ハ議會政治ガアレバ宜シイト云フコトヲ述ベラレテ居ルヤウニ諒承シテ居リマスガ、……何故ニ議會政治ガアリサヘスレバ、立憲政體ガ維持セラレテ行クト云フ根柢ガ私ニ於テ了承ガ出来ナイノデアリマス

所有權以外ノ私權ハ全然否認シテモ構ハヌノデアリマスカ、……私有財産否認ト云フコトモ、ドノ點マデヲ否認スレバ所謂本法ノ否認トナリ、ドノ點マデ否認シナケレバ本法ニ触レナイカト云フコトハ頗ル不明確デアリマス<sup>63)</sup>

椿委員の質問は、「此儘之ヲ成立セシムルト云フコトニナルナラバ、之ニ依ツテ或ハ善良ナル国民ガ此法ニ触レルヤウナコトモ出来テ、甚ダ危険ト思ヒマスカラ、吾々ハ大ナル修正ヲ加ヘタイト云フ意味ニ於テ、政府當局ノ意思ノアル所ヲ斟酌シテ修正意見ヲ提出スル考デアリマス」と述べて終了した。「政府當局ノ意思ノアル所」を害しない範囲で「大ナル修正」を加えて法案の成立に賛成するという態度が委員会の中で主流となつてきていることがうかがい知れよう。

三月四日の委員会では、質疑に先立つて、清瀬一郎委員から、議事進行に関わつて、「昨日内務省ノ政府委員ヨリシテ、治安維持法反対ノ運動ガ露国トノ連絡アルカノ如キ言動ガアツタノデリマス、……其根柢甚ダ薄弱ナルモノヲ認メタノデアリマス、……委員長ヨリシテ此言語ノ取消ヲ政府ニ勸告セラレタイト思ヒマス」との発言があつた。清瀬の言動は量の面でも質の面でも一等抜きんでいた。

質問の通告は、この清瀬の外、廣瀬徳蔵委員、杉浦武雄委員、比佐昌平委員からあり、委員長の許可を得て出席した山口政二議員<sup>(67)</sup>からもなされた。

清瀬からの質問は、先ず、「法案(治安維持法案)ト陪審法トノ關係」についてなされた。「此問題ニ付キマシテハ……陪審ヨリ除外スルト云フコトニシテ居ラス譯デアリマス」という政府委員の答弁に対して、「再ビ考慮シテ然ルベキ修正ヲ政府トシテ自カラ御提案ニナルカ、極限スレバ此法案ヲ撤回ナスツテ、一三日ノ猶予ヲ置キマスカラ又御出シニナランコトヲ希望スルノデアリマス」という発言があつた。次の質問は、「未遂ノ問題」についてで、「結社ノ未遂ト云フコトハ第二條ノ『協議』ト云フコト、同ジャウニナリマスガ如何デアリカスカ」というものであつた。

「私有財産制度ト議會ノ權能」についても質問されているが、これに対する政府委員の答弁は、「私有財産制

度ノ根本……ニ関スル改正ヲスルコトハ議會ノ権能ノミデハ確ニ出来ナイト云フ見解ヲ政府ハ持つテ居ル譯デアリマス、ソレデアリマスカラシテ、法律ヲ以テ―憲法以外ノ法律ヲ以テハ変更出来ナイ、私有財産制ノ根底ニアルモノヲ除ヒテ、他ノ財産關係ヲ変革スルト云フコトヲ政党ニ於テ綱領ニ掲ゲルトカ、其他ノ方法ヲ採ルコトハ差支ナイコトデアリマス」というものであった。法解釈については政府の見解の方が議會のそれよりも優越するという前提に立つて答弁がなされていることは明らかであろう。

「国體又ハ政體ノ変革ト議會ノ権限」についても清瀨から質問されているが、これに対する山岡の答弁は、「清瀨君ノ御議論ハ如何ナル事モ議會ヲ通セバ出来ルコトニナルト云フヤウデアリマスガ、第一條ニ於テハ国體ノ変革ト云フコトハ如何ナル事ニ於テモ出来ナイ、政體ヲ変革スルト云フ事ハ如何ナル意味デモ許サヌ、絶対的ノモノデアル、絶対的ノ關係ヲ働ノ上ニ於テ持つト云フコトヲ申スノデアリマス」というものであった。議院内の活動か議院外の活動かという区別はここでははや返り見られていないことが注目される。普通選挙後、無産主義政党や共産主義政党等が衆議院に進出することもあり得ることから、衆議院の在り方に「超えてはならない枠」をはめようという政府の意図が明白である。

廣瀨委員の質問は、「国體」「政體」という文字についてはいろいろな学説が見られるが「政府ハドウ云フ御考ヲ以テ此文字ヲ御使ヒニナツタカ」、「私ハ成ルベク争ノナイ字ヲ使ツテ法典ヲ経ルコトヲ希望スルモノデアリマス」というものであった。「私有財産制ノ否認」の意義についても、「出来ルダケ明ニシテ置カナケレバ惑ヲ生ズルコトハ當然デアリマスカラ、私ハ尚ホ之ヲ明ニシタイト思フノデアリマス」として質問された。<sup>72)</sup>

杉浦委員の質問は、議院の上奏権に制限があるか否かというもので、「山岡委員ノ御答弁ニ依レバ両議院ノ上奏権モ、亦其内容ニ於テハ或ル制限ガ加ヘラレテ居ルト云フ御趣旨ノヤウニ伺ヒマシタガ、此點ニ関スル憲法第



四十九條ノ解釈ノ御意見ヲ伺ヒタイ」というものであった。この他、「政府ハ如何ナル方法ニ依ツテ無政府主義者及共產主義者ハ其主義ヲ実行シテ居ルカト云フコト」<sup>(74)</sup>についても質問されている。

比佐委員の質問は、「平和論者ガ軍備ハ縮小スベキモノデアル、軍備ハ必要ノ無イモノデアルト云フ意見ヲ吐イタトキニハ、統治権ノ一部ノ内容ノ変更ヲ主張スルコトニナリマスカ」、「政府ノ御考ニナツテ居ル政體ノ不変性ノ基礎根幹ト云フモノハ、代議政治ト云フコト一ツニ止メテ置クノデスカ」等というもので、これに対する政府委員の答弁は、「ソレハ國體ノ変革ト云フコトニハナラナイノデアリマス、即チ大権ノ縮小、変更ト云フコトニナルノデアリマス」、「代議政體ト云フモノガ根幹デアル、……代議政體ヲ変革スルト云フコトヲ茲ニ禁止スル、斯様ナ次第デアリマス」等というものであった。「私ハ矢張所有権ノ根本觀念ニ付テモ政府ハハツキリシテ居ナイト云フコトヲ断言致シマス、……最後ニ問ヒマシタ斯様ナ空漠ナル條文ヲ、今後如何ナル專制的ノ政治家ガ内閣ヲ組織シテモ之ヲ逆用シテ民権ヲ压迫スルヤウナ事ヲシナイト云フコトヲ、今ノ政府ガ保障出来マスカドウデアリマスカト云フコトヲ伺ヒマス」、「要スルニ私ハ今迄ノ応答ニ於テハ私ノ疑問ハ一ツモ解ケナイト云フコトダケ申上ゲマシテ是デ打切りマス」と述べて、比佐の質問は締めくくられた。<sup>(75)</sup>

山口委員の質問は、「此平和ノ時ニサウ云フ恐怖的ノ手段ヲ以テ嚴罰ニ処スルト云フコトガ、私トシテ、諒解ニ苦シム」等というものであった。<sup>(76)</sup>

その後、清瀬委員からの再質問があり、委員会質疑はそれで終了とされた。

三月六日の委員会では、討論に先立って、中村啓次郎委員<sup>(77)</sup>、土屋興委員<sup>(78)</sup>、横山委員、清瀬委員から質問の発言があった。

中村委員の発言は、「政體ノ二字ヲ取りマシテモ尚ホ公益ヲ擁護スルニ足ルト考ヘマスガ、政府ノ御考ヘハド

ウデゴザイマスカ」というもので、これに対しては、政府委員から、「政府トシテハモウ一ツ議會否認ト云フコトモ取締ツテ行ヒタイト思ヒマスガ、ソレハ他ノ法規ニ譲ツテモ場合ニ依ツテハ差支ナイカ知レマセヌ」等というものであつた。この他、中村からは、「政府ハ国體ヲ変革スルト云フヤウナ、絶対的ナ重大ナル犯罪者ニ對スル刑罰ト、私有財産制度ヲ否認スル程度ノ犯罪ニ對スル刑罰ト、多少等差ヲ設ケルト云フ必要ヲ認メラレナイカ」、「承認ヲ致シター勸誘ヲ為シタル者、又ハ勸誘ニ応ジタル者ハ之ヲ罰スルト、斯ウ云ウ風ニシタ方ガ宜シイヤウニ思ヒマス」等の発言がなされた。<sup>(79)</sup>

土屋委員からは、「此私有財産制度ヲ否認スルトヲ目的トシタル者云々ト云フ規定ガ、労働団体及労働運動ヲ脅威スルト云フヤウニ考ヘテ居ル者デアリマス、……此問題ニ對シマシテハ明日改メテ本會議ヲ質問致シタイト思ヒマス<sup>(80)</sup>」との発言があつた。

横山委員からは、再び、議院の上奏権と治安維持法の關係が問いただされたが、政府委員との議論はかみ合わないままに終わった。<sup>(81)</sup>

討論においては、議員から修正案が出されたので、この修正案を審議するという形で討論が行われた。修正案の一つは、横山委員外九名の委員からのもので、本法の第一條中、「若クハ政體」という四文字を削除するといふ内容であつた。<sup>(82)</sup> もう一つの修正案は中村委員外数名の委員からのもので、①第一條を二項に分け、国體に関する規定を第一項、私有財産制度に関する規定を第二項とし、「第一條 国體ヲ変革スルトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス、私有財産制度ヲ根本ヨリ否認スルトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス、本條第一項第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス」と修正すること、②第二條の原案の次に、「前條第二項ノ目的ヲ以テ其目的タル事項

ノ実行ニ関シ勧誘ヲ為シ又ハ之ニ応シタ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」を入れること、③第三條の原案の第一項の次に、「第一條第二項ノ目的ヲ以テ其目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」を入れること、④第四條の原案の第一項の次に、「第一條第二項ノ目的ヲ以テ騒擾暴行其他生命身体又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」を入れること、⑤第五條には、「第一條第一項第二項及前三條」というように「第二項」という文字を入れること、がその内容であった。<sup>83</sup>横山委員外の修正案については、山崎委員から賛成の発言があった。<sup>84</sup>他方、中村委員外の修正案については、原委員から賛成の発言があった。<sup>85</sup>清瀬委員は、「私は本案並ニ修正案ニ對シ反対デアリマス」として、次のように激しく論難した。

私ハ本案並ニ修正案ニ對シテ反対デアリマス、斯様ナ意見ヲ持ツテ居ル者デアリマス、唯、三派側ノ修正、本党側ノ修正モ何レモ第一條ヨリシテ政對ノ二字ヲ御削除ニ相成ツタコトニハ敬意ヲ表シマス、私共合法的の政體ノ変更ヲ図リ、合法的ニ私有財産ノ変更ヲ図ル、之ヲ処罰スルガ如キハ如何ニモ遺憾ト思ヒマシテ、此點ニ付テ吾吾ノ意思ノ在ル所ヲ各派幹部ノ御諒解ヲ得テ、成ルベク一致ノ態度ヲ採リタイト、私個人トシテハ勞力ヲ惜シマナカツタノデアリマス、唯、政體ノ一項ニ付テハ既ニ此委員会ニ於テ、各派殆ト一致ヲ以テ削除サレマシタガ、私有財産ノ一點ニ於テ遂ニ協定ヲ見ルニ至ラズ、吾吾ハ意ヲ達スルコトガ出来ナカツタコトヲ悲シムノデアリマス、唯、更ニ私ハ抛棄シマセヌノハ私共盡力ノ足ラナイ為デアラウト思フカラデアル、吾々ノ眞意ヲ能ク諒解下サルナラバ、恐クハ三百人ノ三派並ニ本党ノ方々ノ中ニハ御同情下サル方モアラウト思フ、又政府ノ方々モ膝ヲ突合セテ数時間ノ懇談ヲスレバ、内務大臣モ御諒解下サルコトデアラウト思ヒマス

私有財産制度が社会上ノ一ノ現象デアルナラバ、此変更ト云フコトハ立法事項ト云フコトニ相成ツテ来ル、  
 ……憲法カラ云ツテモ、人間ノ合理性カラ云ツテモ、私有財産制度ハ改正シ得ルモノデアルカラ、立憲国ニ於  
 テ合法手段、立法手段ニ依ツテ此貧困ノ原因ヲ芟除シヤウト云フノデ起ツタノガ労働党派デアリマス、……何  
 処ノ国ノ憲法モ……私有財産ヲ議會ノ立法デ改廃出来ナイト云フ憲法ハ一ツモナイ、……若モ財産制度ノ否認  
 ソレ自身ガ犯罪ニナルト云フナラバ、漸進的ニヤルコトモ亦犯罪デナケレバナラス、……議院政治ヲヤツテ居  
 ル他ノ国々デ労働党ガ安全ニ出現シ、政綱政策トシテ産業ノ民衆化、土地ノ公有ヲ掲ゲテ結社ヲシ、活動シ得  
 ルヤウナコトガ世界共通ノ憲法ノ解釈デアル、豈獨リ東洋ノ君主国、吾々ノ立法ダケガ産業ノ民衆化ヲ禁ズル  
 憲法デアルトハドウシテモ考ヘラレナイ、違ツテ居ル所ハ国體ダケデアル

吾々ガ茲ニ熱心ニ此法案ノ阻止ノ為ニ活動スルノハ、……之ヲ実施サレルナラバ折角ノ普通選挙ノ実行ガ減  
 茶苦茶ニナル、……人心ハ悪化シ……政府資本案ト云フモノヲ敵ニシテ今カラ闘フト云フ時代ガ出テ来ル、  
 ……何ノ為ニ合法ニ依ル私有財産改革案ヲ政府ハ十年ヲ以テ彈圧サレルノデアリマス、恐ラク政府ハ此出発點  
 ニ於テ非常ニ錯覚ガアルノデアラウト思フ<sup>(86)</sup>

この清瀬委員の反対討論を受けて、原委員から、「若シ御撤回ナサルト云フコトデアリマシタナラバ、……本  
 案ノ委員会ハ片附クノデアリマス、……三派中ノ与党ノ側カラ出テ居ル修正案ニ、政府ハ如何ナル御所見ヲ有セ  
 ラレルノデアリマウカ」という質問があった。これに対する小川大臣の答弁は、「撤回セヨナド、怪シカラヌコ  
 トヲ仰シヤル、何デ撤回スルノデス、サウ云フコトハ十分ニ明ニナツテ居ルデアリマセヌカ、左様ナコトハ断  
 ジテ出来マセヌ、第二ニアナタ方ノ案ニハ不賛成デス」というようにまことに強硬なものであった。<sup>(87)</sup>

その後、採決に移った。清瀬委員の廃案説および中村委員外の修正案は、いずれも賛成少数で否決された。賛成多数で可決されたのは横山委員外の修正案で、委員長から「本案ハ可決セラレマシタ」とされた。<sup>(88)</sup>三月七日に開会された衆議院本会議では、第一読会の続きが行われ、冒頭で、特別委員会委員長から、委員会における質疑の状況と法案修正等について報告がなされた。

先ズ本案ニ於キマシテ劈頭問題ニ相成リマスモノハ、即チ国體ノ変革、政體ノ変革、私有財産制度ノ否認ト云フコトハドウ云フコトデアルカト云フコトニ相成ルノデアリマス

委員会ニ於テ多クノ委員諸君ヨリハ、政府立法ノ主旨ハ之ヲ諒トセラレタヤウデアリマスケレドモ、果シテ然ラバ政體ノ変革ト云フ文字ヲ以テシテハ、政府提案ノ主旨ト一致スルモデナイ、文字ノ方ガ広イ解釈ヲ持ツガ為ニ、頗ル危険ナル法律デアルト云フヤウニ論難的質問モ繰リ返サレタノデアリマス

次デ私有財産制度ノ否認、私有財産制度トハ何ゾヤト云フ議論ガ直グニ起ルノデアリマス、……併シ表面ニ現ハレタル文字ヲ以テスルナラバーソレダケカラ云フナラバ本法ニ引掛カラヌモノデアアル、即チ所有權ノ民衆化デアルトカ、或ハ私有財産制度ノ漸次ノ変革デアルトカト云フヤウナ抽象的ノ言葉ヲ以テシタノミデハ、必シモ本法ノ適用ヲ受クルモノデハナイト云フ風ニ答弁セラレタノデアリマス

次デ起リマス問題ハ国體ノ変革、政體ノ変革、私有財産制度ノ否認ヲ為スノ不法手段ヲ要スルカダウカ、合法的デモ尚ホ犯罪ニ相成ルカト云フ點ガ又頗ル重要ナル點デアリマス、此點ニ付キマシテハ政府ハ不法ヲ要セス、……此法律ニ依ツテ保護スルト云フ所ノ利益、目的、即チ法益ノ範圍ハ頗ル狭イノデアアル、……故ニ、此法益ヲ害セントスル者即チ不法ナリト云フノデアリマス、……色々質問応答ノ結果ハ、政府ニ於キマシテハ此

院内ニ於テ業務ヲ執行スル議員ガ、職責ヲ行フニ必然且ツ分離ノ程度ニ於テノミ、院外ニ於テ認メザルヲ得ナイト云フコトニ相成テ来タノデアリマス

第二條ノ協議ト云フコトニ付テハ、……唯、一點御留意ヲ願ヒタイ點ハ、……相手ガ応ジナイ、甲ガ申込ミマシタガ、乙ガ応ジナイトキハドウデアアルカト云ヘバ、政府ノ説明ニ依レバ……協議ハ成立シナイ、協議デナイノデアアル、……ト疏明セラレテ居ルノデアアル

第三條ノ煽動ト云フコトニ付テ、……煽動ト云フ字デナク、何トカ明ナ方法ガナイカト云フヤウナ質問ニ對シテ、政府ハ煽動ト云フ字ハ明デアアル、……疑ノナイ言葉デアルト云フ風ニ言ハレテ居ルノデアアル、然ラバ煽動ト宣伝トドウ違フカト云フコトニ對シテ、……此流布宣伝以上ニ、或事ヲ……行フノガ宜イト云フ風ニ、多くノ人々ノ感情ヲ刺激シテ、実行ノ力ヲ興ヘルヤウナ事ヲセシメルコト、ソレガ即チ煽動デアルト申サル、ノデアリマス

次デ……自白スルナラバ減刑免除ノ規定ガアル、是ハ「スパイ」ヲ奨励スル規定デハナイカト云フ質問ニ對シテ、……「スパイ」ヲ眼中ニ置ク制度デナイト云フノデアアル

過激社会運動取締法案トドウ云フ所ガ違ツテ居ルカト申シマスレバ、過激社会運動取締法案ヨリハ餘程今回ノ方ガ狭クナツテ居ル、……ト言ハレルノデアリマス

國體変革ト私有財産制度ノ否認ヲ同ジ刑量ニ依ツテ規定セラレテ居ルノハ何故デアアルカト言ハレルノデアリマス、之ニ對シテ政府ハ……法益ヲ害セントスル所ノ其手段方法ガ予備ノ予備ヲ罰スル程度ノトキニハ、同ジ刑量ヲ以テ取締ルノガ至当デアルト云フ答弁デアリマシタ

次デ清瀨君ヨリ陪審法トノ關係ハドウデアアルカト云フ質問ニ對シマシテ、陪審法ノ法定陪審ニハ這入ラヌガ

……請求陪審ニ這入ルト云フ答弁ガアリマシタ

次デ此法律ガ出来タナラバ労働問題、……労働者ノ運動ヲ压迫スルコトニ相成ルノデハナイカト云フ質問ニ對シ、純真ナル労働運動ニ對シテ、固ヨリ取締ル意思ガ毫無イノデアル、斯様ニ答ヘテ居ルノデアル、……労働党ノ新綱領、労働党ノ發生ヲ妨害スル為ニ決シテ法律ヲ出シタノデハナイト云フ風ニ答フレテ居ルノデアリマス

次デ討論ニ移リマシテ、横山金太郎君外数名ヨリ修正案ガ出マシタ、……次デ本党ノ中村啓次郎君外数名ヨリ修正案ガ出サレマシタ、……次デ清瀬一郎君ヨリ本案廃案ノ一本案ニ絶対反対ノ意見ガ出来マシタ

次デ採決ニ移リマシタ、採決ノ結果、横山金太郎君ノ修正意見、即チ、三派ヨリ提案セラレタル修正意見ガ多数ヲ以テ成立致シマシタ、中村君ノ修正意見ハ少数否決、清瀬君ノ意見モ同ジク少数否決、次デ此横山金太郎君ノ修正意見ガ成立致シマシタ故ニ、此修正致シマシタ部分ヲ除イテ本案全体ヲ議題ト致シマシタ所ガ、是亦多数ヲ以テ通過致シマシテ、委員会ニ於テハ此四字ヲ修正致シマシテ全部一本案全体ヲ是認スルコトニ相成ツタ次第デアリマス<sup>(89)</sup>

この委員会案について、田淵豊吉<sup>(90)</sup>、清瀬一郎、菊池謙二郎、原惣兵衛<sup>(91)</sup>の各議員から、政府及び委員長に対して質問の通告があった。田淵議員の發言のポイントは、次のようなものであった。

従順デアルケレドモ同時ニ反抗ヲ以テシタト云フコトハ、過去ノ歴史ニ於テ日本帝國ノ国民ハ有ツテ居ル、是ガ為ニ外国ニ對シテ強イノデアル、故ニ吾々ハ軍備ヲ拡張シテ外国ニ對抗スルノモ宜シイケレドモ、今日ハ非常

ナル所ノ「デモクラシー」ノ「マーチ」デアツテ、段々労働党が起ツテ来ル、或ハ社会党が起ツテ来ルダラウ、之ヲ良イ方ニ導イテ、サウシテ吾々ハ其誤ツテ居ルコトヲ指摘シテ、始メテ大義公道ノ上ニ日本帝国ノ国民的政  
治ヲヤラナケレバナラス、官僚政治ガ一時ノ投葉ヲ以テシテハ到底之ハ直ルモノデハナイカラ、政府ハ、茲ニ  
……速ヤカニ此議案ヲ撤回サレンコトヲ願フノデアリマス

私ハ憲法ノ大ナル精神カラ言ツテ、此法三章ヲ以テ之ヲ撃破セントスルコトハ大ナル憲法ノ逆転デハナカラウ  
カト思ヒマシテ、政府ハ本案ヲ撤回スベシト論ズルノデアリマス、茲ニ一種ノ憲法擁護論ヲ致シマシテ、内閣諸  
公ノ大ナル反省ヲ促シ……タイト思フノデアリマス

清瀬議員からは、陪審法と本法案の罪との関係が再度問い質された。菊池議員からの質問は、「吾々ノ従来ノ  
国體觀念ト云フモノガ、自然ト狭クナルヤウニ取扱ハレルヤウニナリハシナイカト云フコトヲ、私ハ憂フルノデ  
アリマス」、「何故故ラニ国體ト云フ語ヲ用キナケレバナラヌカ」、「政體ト国體トノ區別ヲ憲法ニ依ツテ何故ニ区  
別スルカ、區別スルコトハ出来ナイ」、「私有有財産制度ト云フコトガアリマスガ、此中ニハ帝室ノ財産ハ含蓄サ  
レテ居ルカ否カ」、「徒ニ外来思想ノ輸入、或ハ露西亞トノ交際ニ社会主義者、共產主義者ヲ出スコトニ罪ヲ著セ  
ルト云フコトハ、私ノ大ニ取ラヌ所デアリマス」、「政治ガ公明ニナレバ、斯ノ如キ法律ト云フモノハ必要ガ無イ  
コト、私ハ考ヘル」等と<sup>(93)</sup>いうものであった。

原議員からの質問も、「私等ハ此失業者問題ト云フコトニ對シテマシテ、最モ恐レルノハ……精神労働者ノ此  
生活ニ困ツテ居ル者ガ、是ガ外部ヨリ来ル所ノ思想ヲ受入レテ来テ、最モ悪化スルト云フコトガ私等ハ恐ロシイ  
ノデアリマス」、「法ノ適用ノ範圍ニ於テ如何ナル理想ト如何ナル刑罰法規ノ目的ヲ御考ヘニナツテ、此法ヲ適用  
セントセラル、ノカ、是ガ所謂最モ危険ナル點デアルト私ハ思フノデアリマス」等と<sup>(94)</sup>いうものであった。そして、



原議員からの質問中に、質疑打ち切りの動議が出され、賛成多数で可決された。

討議に移ったが、横山金太郎、山崎達之助、板野友造の各議員からは法案に賛成の、そして、湯浅凡平、武藤山治<sup>(96)</sup>、坂東幸太郎<sup>(97)</sup>の各議員からは法案に反対の意見が出された。

横山議員の意見は、「私ノ論ノ帰結ハ委員長ノ報告ニ賛成ヲシ、一讀会ニ此案ヲ移スベカラザルト云フ論ニ反対ヲ致スノデアリマス、併セテ政友本党ヨリ後ニ御説明ニナルベキ修正案ニ反対ヲスル意味ヲモ加ヘルノデアリマス」、「過激思想取締法案ト云フモノト本案トガ、其内容実質ニ於テ同一ナリト誤解ヲセラレテ居ル結果デアルト私ハ信ズルノデアリマス」、「何等其適用ヲ誤ルノ虞ハナイト見テ、吾々ハ此私有財産制度否認ト云フコトハ、先ズ肯定ヲ致シテ妨ゲナイモノト思フノデアリマス」、「此濫用スルトカ、シナイトカ云フコトハ法制ノ罪ニアラズシテ法制ヲ運用スル人ノ罪デアルト言ハナケレバナラヌノデアリマス」等というものであった。<sup>(98)</sup>その中で、横山が、「本案ニ付キマシテモ世間ノ人々ハ口ヲ開ケバ、動モスレバ本案ヲ目シテ悪法ナリト罵ラレルノデアリマス、殊ニ今日ノ如キ此芝公園ニ於テ本案成立ニ對スル反対ノ民衆大会が開カレテ居リマシテ、其ビラヲ讀ンデ見マスルト、眞ニ治安ヲ紊シ、社会ノ不安ヲ醸スハ支配階級ノ専制政治ニアラズヤト云フガ如キ意味ヲ表明セラレテ居ルノデアリマス」と述べたことから、議場が騒然となった。

横山によれば、衆議院議員のロイヤリティーが国民に対してではなく、自己が所属する与党、「護憲三派」の政治判断に対して求められていることは明らかである。しかしながら、横山が従った「護憲三派」の下した政治判断というものは、政府与党であるからには、たとえ当局が立案した国民生活に大きな影響を及ぼす過激な治安立法といえども、法案成立に尽力するしかないというものであった。国民生活よりも権力保持を優先したといわざるを得ない。

山崎議員の意見も、「私ハ只今議題トナツテ居リマスル治安維持法案ハ第二讀会ニ移スベシトスル意見ヲ以テ居リマス」「此法案ニ反対ヲセラレル方々ハ、私有財産制度ノ否認ト云フコトガ、若モ合法的ニ行ハレル場合ニ於テ、ソレヲモ尚ホ処罰ヲセナケレバナラスノデアルカドウカ、……ト云フコトガ、此案ニ對スル御疑念ノ主ナル點デアルヤウニ思フノデアリマス、而シテ私ハ此點ニ付テハ、私有財産制度ノ否認ト云フコトソレ自身ニ、決シテ合法性ト云フモノハナイコトヲ信ズル者デアリマス」、「以上ノ理由ニ依リマシテ、私ハ本案ニ賛成ヲ表スル者デアリマス」、等というものであった。<sup>99)</sup>

板野議員の意見も、「ナゼ斯様ナ怖ルベキ世態ヲ呈シタルカ、此原因ハ為政者ニ在ルナドト、ソレハ別個ノ問題デアル、誰カノ責任デアル、如何ナル原因デモ宜シイ、原因ハ問ハヌ、今日不幸ニシテ此法律ヲ必要トスルニ至ツタノデアリマスカラ、吾々ハ遺憾ナガラ此立法ヲ賛成スル者デアリマス」等というもので、<sup>100)</sup> 与党議員の閣法に對して取る典型的な態度の一つを示したものであった。

しかし、与党の議員であっても、横山や山崎らとは異なり、法案に反対の態度をとる者は、湯浅らにみられるように、絶無ではなかった。

「私ハ与党ノ一人トシテ政府提出ノ法案ニ對シテ反対ノ意見ヲ述ブルノ已ムナキヲ甚ダ遺憾ナリトスル者デアリマス」、「吾々ハ衆議院ノ面目ヲ保ツガ為ニ此案ニ反対ヲ致サナケレバナリマセヌ」という呼びかけで、湯浅の意見は開始された。反対の理由は次のようなものであった。

此過激法案ト此法案トヲ対照致シマシテ、……其目的トスル所、其趣旨トスル所、其思想、是等ノ點ニ至リマシテハ全く一貫シテ變ハル所ハ無イノデアリマス、

本案ハ其悪法タル所ノ性質及色彩ニ於テハ、曾テ吾々が葬リ去ツタル所ノ過激社会運動取締法案ヨリモ、更ニ一層濃厚ナルモノデアルト云フコトヨリ外、違ツテ居ル所ハナイノデアリマス

過激法案ヨリハ本案ノ方ガ遙ニ苛酷デアル、辛辣デアルト云フコトハ言ハル、ノデアル、斯ノ如クヨク緩和シタル所ノ過激法案スラモ、衆議院ガ既ニ葬リ去ツテ居ル以上ハ、議院ノ体面、議院ノ權威ノ上カラ申シマシテモ、今更本案ヲ通過セシムルト云フコトハ、断ジテ出来ナイコト、私ハ確信ヲ致シマス

そして、湯浅は、「假令院内ニ於テ今日此案ガ破レマシテモ、普通選挙ノ愈々断行サレタ暁ニ於テハ、諸君ガ自ラ進ンデ此案ノ廃止ヲ提案ナサラナケレバナラス所ノ時期ノ来ルコトハ、左程遠クナイト云フコトヲ私ハ断言致シマス」と述べて、その発言を締め括った。<sup>(10)</sup>

しかし、湯浅の予想に反して、治安維持法は廃止されるどころか、運用による拡大適用、そして法改正による拡大適用という道をその後、歩むことになった。その意味で、治安維持法の制定というのは、「ノー・リターン」の道であった。

武藤議員の反対意見は、湯浅とは異なつた。<sup>(11)</sup> 武藤は、発言の冒頭で、先ず、「私ハ政府ガ本案ヲ御提出ニナリマシタ御意思及本案ノ目的トスル所ニハ全然賛成スル者デアリマス」と断つたからである。武藤の経歴からいっても、それは当然のことといえた。にもかかわらず、武藤が法案の反対に回つたのは、「我国ノ治安ヲ維持スル方法ニ付テ、其緩急ノ上ニ政府ト所見ヲ異ニスルガ為メデアリマス」ということであつた。その意味するところは次のようなものであつた。

思想ノ動搖ヲ来シタ主タル原因ハ、過去幾十年間ニ互ル我ガ政治ガ国民經濟ヲ誤ツタ為メデアルト思フノデアリマス、故ニ今日ノ思想ノ動搖ヲ防ガントセバ、吾々ハ先ズ其根本ニ遡ツテ我ガ国ノ不經濟ナル政治ノ上一大改革ヲ加ヘネバナラヌト思フノデアリマス

諸君私ハ去ル二日ノ本会議場ニ於ケル普通選挙法案ノ討議ノ際、憲政会ヲ代表セラレテ我ガ憲法（ママ）史上ニ長ク印スル所ノ斎藤隆夫君ノ一大演説ヲ拝聴致シタノデアリマス、……斎藤君ハ斯ノ如ク述ベラレタノデアリマス「近來動モスレバ危險思想ヲ口ニシ、或ハ国民思想ノ悪化ナドト云フコトヲ唱ヘル者ガアル、……国家ノ大局ヨリ見マシタナラバ少シモ恐ル、ノ値打ハナイ、……幼稚ナル所ノ思想、淺薄ナル所ノ思想乃至有害ナル所ノ思想ハ、一度思想界ノ戰場ニ曝サレタナラバ、立派ニ消滅シテシマウノデアアル」諸君此御自信ニ対テハ私共ハ眞ニ敬服シタノデアリマス

我国ノ政治ハ年々無数ノ法規命令ヲ濫発シテ、国民ノ自由ヲ奪ヒ、殊ニ之ヲ經濟上ヨリ見マスルトキハ、近年著シク失政ヲ重ネテ、国民全体ニ我国ノ政治ナルモノニハ、一部少数ノ利己ヲ事トスル人々ノ為ニ依ツテ動かサレテ居ルノデアツテ、国民大多数ノ利益幸福ヲ顧ミナイモノデハナイカト云フヤウナ疑惑ヲ起サレテ居ルノデアリマス、而シテ其結果国民ニ反感ノ念ヲ醸成セシメテ、思想ノ動搖ガ甚シクナツタノデアリマス

私ハ我ガ思想ノ動搖ヲ防ガントセバ宜シク今日ノ如キ煩瑣ナ政治ヲ今少シク簡易ニシ、今日ノヤウナ不經濟ナ政治ヲ今少シク經濟的ニ改メテ、サウシテ此国民ノ思想ノ動搖ヲ防グ外ハナイト信シ（ママ）ジマス、之ヲ為サズシテ今斯ノ如キ法律ヲ制定スルトキハ、當ニ其目的ト背馳スル結果ヲ生ズルト云フコトヲ憂フルノデアリマス

此法律ガ制定サレタトキニハ、善人ハ極メテ不安ノ地位ニ置カル、ノデアリマス

次二本法案ノ不可ナル點ハ、知識階級ニ對シテ不安ヲ興ヘルコトデアリマス、如何ナル国ニ於テモ知識階級ニ不安ヲ興ヘル法律ヲ制定シテ其国ガ亡ビナイモノハ歴史上一ツモアリマセヌ

斯ノ如ク思想ノ動搖スル根本ニ向ツテ斧ヲ揮ハズシテ、唯枝葉末節タル思想ニ對スル此維持法案ヲ制定シ、徒ニ善人ヤ知識階級ニ向ツテ不安ヲ興フルガ如キハ、一国ノ政治ニ於テ是以上不可ナルモノハナイト考ヘマス  
武藤が引用した斎藤隆夫の演説にも匹敵する名演説であつた。坂東議員の反対意見も次のように説得的なものであつた。

斯ノ如キ特別ナル法規、而モ其内容ガ非常ニ重ク刑罰ヲ課スル所ノ法規ヲ作ル場合ニ當リマシテハ、其必要ナル所以ヲ以テ十分ニ社会ニ公開スル必要ガアラウト信ジテ居ルノデアリマス

此法規ハ如何ニ弁ジマシテモ、其法文ハ明確デナイト云フコトハ是ハ一點疑ノナイコトデアル、……故ニ此法律ガ濫用セラル、虞ガアルト云フコトハ、是ハ一見自明ノ理デアルト考ヘルノデアリマス

若シ不幸ニシテ将来日本ニ反動的ノ内閣ガ起ツタ場合ニ於キマシテハ、此法律ハ濫用セラレルト云フコトハ、殆ド火ヲ睹ルヨリモ明カデアルト私ハ思フ

私ハ斯卡ル意味カラ致シマシテ、此法律案竝ニ委員長ノ報告ニ反対シ、適當ナル時期ニ於テ立派ナル完全無缺ナル法律ヲ作ル方ガ宜シイト云フ意見ヲ持ツテ居ルノデアリマス

板野の賛成意見の後、第一讀会の討論はこれで打ち切りという動議が出され、この動議が採択され、討論は終

結ということにされた。

次に、副議長から、第二讀会は開かずして廃案とすべきか、あるいは、法案制定のために第二讀会を開くべきかが諮られ、廃案とすべきであるとする者一八名、第二讀会を開くべきであるとする者二四六名で、第二讀会を開くことが決せられた。直ちに第二讀会を開くべきであるという動議が出され、採択されたため、直ちに第二讀会が開かれた。

第二讀会では、中村啓次郎議員外三名よりの修正案が提出され、中村議員から修正の趣旨弁明が行われた。<sup>(106)</sup>この修正案に対しては、反対・賛成の通告があり、廣瀬徳蔵議員からは、委員長に賛成、中村議員外の修正案に反対の意見が表明された。<sup>(105)</sup>これに対し、土屋興議員からは、中村議員外の修正案に賛成の意見が表明された。その後、討論打ち切りの動議が出され、討論は終結とされた。採決に移ったが、中村議員外の修正案は賛成少数で否決、委員長報告の修正案及びこの修正を除く原案は賛成多数で可決とされた。

ここでまた、「直二本案ノ第三讀会ヲ開キ、第二讀會議決ノ通り、即チ委員長修正報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス」という動議が出され、直ちに第三讀会を開き、議案全部を議題とすることにされた。第三讀会では直ちに採決が行われた。副議長から、「第二讀会ノ議決ノ通り、即チ委員長修正報告通りニ賛成ノ方ノ起立ヲ求メマス」とされたが、起立多数の結果、「本案ノ可決確定致シマシタ」と決せられた。<sup>(107)</sup>

(8) 『官報號外 第五十回帝國議會衆議院議事速記録第十六号(大正一四年二月二〇日)』三二七頁。なお、前掲『治安維持法小史』一八頁以下によれば、「問題は、一九二〇年代にはいつて、なぜ、どのような点で、そのような新しい治安立法を、日本の社会支配層は必要とするにいたったのか、である。……この点については、二通りの考えが成り立つようにおもわれる。第一は、明治以来の伝統的な治安体制によって、新しい反体制運動たる無政府主義的、共

産主義的な諸活動を、十分に有効に抑圧できたはずであるが、わが支配層はこの機会に、さらに一層の権力を手中におさめるべく治安維持法の制定を求めたのだ、という考えである。伝統的な治安体制のうえに、いまひとつ新しい治安体制を重畳的にのせたとみる立場である。……わが国の支配的な歴史観は、だいたい、このどん欲説に立っているといえよう。第二の考え方はこうである。……大正末に台頭した反体制運動は、明治期のそれと規模も性格も異なり、伝統的な治安体制によって有効適切に押さえられる代物ではもはやなかった、とみる。……少なくとも額面上は政府の立場は、この第二説の考えに近い。」「私は、両方ともそれなりに正しいものをふくんでいるように思う。」とされる。

(9) 同三二七—三三八頁を参照。この他、①治安警察法ノ罰ト治安維持法ノ罰トハ甚シキ相違ガアツテ権衡ヲ失シテ居ルノデハナイカ、②本法ハ結社ヲ罰スルガ、結社ノ前ニ陰謀ヲ為シタ場合ヲ何故罰セヌノカ、③名誉ヲ毀損スルコトヲ煽動シタル場合ハ何故罰セヌノカ、等も質問されている。

(10) 一八八七年(明治二〇年)——一九五四年一月二一日。高知県に生まれる。東京帝国大学法科大学を卒業後、内務省に入省し、広島警察、東京警視庁勤務を経て、弁護士となる。一九二二年(大正元年)九月に設立された日本活動写真(日活)の取締役に就任し、一九三四年(昭和九年)、日活社長に就任。他方、一九二四年(大正一三年)の衆議院議員選挙で当選以来、一九三六年の選挙で落選するまで、連続四期、衆議院議員を務めた。当初は憲政会に属したが、一九二八年の選挙では立憲政友会から立候補した。

(11) 『第五十回帝国議会衆議院治安維持法案(政府提出)委員会議録(筆記速記) 第一回(大正一四年二月三三日)』二頁。

(12) 同二—三頁。

(13) 同四—八頁。

(14) 一八七一年(明治四年)九月—一九五二年(昭和二十七年)四月二二日。新潟県出身。明治法律学校(現在の明治

大学)の校外生として苦学しながら、商業に勤しんだ。四谷区会議員、東京市会議員、東京府会議員を経て、一九二四年(大正一三年)の衆議院議員選挙に立憲政友会から出馬し、初当選。通算四期、衆議院議員を務めた。

(15) 前掲『第五十回帝国議会衆議院治安維持法案(政府提出)委員会議録(筆記速記)第一回(大正一四年二月三日)』八一―一二頁。

(16) 『第五十回帝国議会衆議院治安維持法案(政府提出)委員会議録(速記)第二回(大正一四年二月二四日)』二頁。

(17) 同三頁。

(18) 同五―一〇頁等を参照。

(19) 一八七五年(明治八年)六月一日―一九五三年(昭和二八年)一月二六日。島根県出身。和仏法律学校(現在の法制大学)を卒業後、文官高等試験司法科に合格し、判検事を歴任した。一九〇七年(明治四〇年)、フランスに留学し、帰国後、法政大学講師や司法大臣秘書官を務めた。一九二二年(大正元年)、首相秘書官となり、原敬や清浦奎吾らに仕えた。一九二〇年(大正九年)の衆議院議員選挙に立憲政友会公認で立候補し、当選。以後、連続九期衆議院議員を務めた。昭和一七年の翼賛選挙では、非推薦で立候補し、当選した。昭和二二年の衆議院選挙では日本進歩党から立候補し、当選した。一九四七年(昭和二二年)、公選の初代島根県知事に就任した。

(20) 一八八七年(明治二〇年)一月六日―一九八〇年(昭和五五年)一月三日。岡山県出身。東京帝国大学法科大学を卒業後、弁護士となる。一九二〇年(大正九年)の衆議院議員選挙に、立憲国民党から立候補し、当選。以後、一七回連続当選。一九二二年(大正一一年)、革新倶楽部の結成に参加。昭和一七年の翼賛選挙では、非推薦で当選。一九四一年(昭和二二年)、自由党幹事長に就任し、第一次吉田内閣で商工大臣として初入閣した。昭和二六年のサンフランシスコ講和条約では全権委員を務めた。一九五八年(昭和三三年)、衆議院議長に就任したが、警職法改正をめぐる会期延長問題の混乱の責任を取って辞任。一九六六年(昭和四一年)に政界引退。

(21) 『第五十回帝国議会衆議院治安維持法案(政府提出)委員会議録(速記)第三回(大正一四年二月二六日)』一頁。



ただ、その他方で、「(此法ノ趣旨ハ)引用者」単純ニ威嚇スルニ非ズシテ、行為ガ現ハレタ場合ニ於テ之ヲ罰スルノデアリマス、……行為ヲ罰スルガ為ニ規定致シタ譯デアリマス、而シテ其行為ハ共同生存上此位ノ刑罰ヲ以テシナケレバナラナイ、斯様ナ譯デアリマシテ、唯々強イ罰ヲ以テ威嚇スルト云フ如キ単純ナ理由デハナイノデアリマス」(同二頁)とも答弁されており、原から矛盾するのではないかと追及されている。

(22) 同三頁。

(23) (24) 同九頁。

(25) 同七―八頁。

(26) 一八八二年(明治一五年)二月一七日―一九五四年(省二九年)三月一八日。和歌山県出身。東京法学院(現在の中央大学)を卒業後、弁護士を開業。一九一七年、立憲政友会公認で衆議院議員選挙に立候補し、当選。以後、衆議院議員を一〇期務めた。田中義一内閣の法制局長官、犬養内閣の商工大臣、広田内閣の鉄道大臣、平沼内閣の鉄道大臣、小磯内閣の運輸通信大臣を歴任した。大政翼賛会総務会長を務め、親軍派だったこともあって、一九四六年に公職追放された。一九五二年、公職追放が解除されたので、総選挙に立候補し、当選、政界に復帰した。

(27) 『第五十回帝國議會衆議院治安維持法案(政府提出) 委員會議録(速記) 第四回(大正一四年二月二七日)』二頁。

(28) 同三頁。

(29) 同三―四頁。

(30) (31) 同五頁。

(32) 同七頁。

(33) 同九頁。

(34) 同二〇―一六頁。

(35) 同二一―一七頁。

- (36) 同一四一―一六頁。
- (37) 同一五頁。
- (38) 同一八一―二〇頁。
- (39) 一八八〇年(明治一三年)六月一九日―一九四八年(昭和二十三年)三月一五日。福岡県出身。京都帝国大学法科大学を卒業後、官界に入る。一九二四年(大正一三年)、退官して、衆議院議員選挙に立候補し、初当選。その後、当選七回。立憲政友会に転じ、一九三四年(昭和九年)、岡田内閣の農相、一九三七年(昭和十二年)、林内閣の農相兼通信相。一九四〇年(昭和十五年)、聖戦貫徹議員連盟を結成し、大政翼賛会政調会長、常任総務、代議士会長に就いた。一九四二年(昭和一七年)、翼賛政治会常任総務に就任し、一九四三年(昭和一八年)、東条内閣の農相。戦後、公職追放された。
- (40) 同一二―一二二頁。
- (41) 同一二頁。
- (42) 一八八九年(明治二二年)四月二四日―一九三七年(昭和十二年)一月二五日。鳥取県出身。商業学校を卒業後、大阪市内の小学校に勤務。小学校を辞め、京都帝国大学文科大学を卒業後、愛知第一師範学校に勤務し、一九一九年(大正八年)、大阪市視学に就任。一九二四年(大正一三年)、大阪市視学を辞職して、衆議院議員選挙に立候補し、以後、五回当選。その間、第二次若槻内閣で総理大臣秘書官、岡田内閣で文部参与官を務めた。
- (43) 一八八三年(明治一六年)一月―一九二七年(昭和二年)九月二九日。広島県出身。京都帝国大学法科大学を卒業後、朝鮮総督府大邱地方裁判所検事等を務めた。退官後、京都、広島で弁護士を開業。一九二四年(大正一三年)、衆議院議員選挙に立候補し、当選した。
- (44) 一八八四年(明治一七年)七月五日―一九六七年(昭和四二年)六月二七日。兵庫県出身。京都帝国大学法科大学を卒業後、弁護士を開業。弁護士としては小作争議裁判や思想事件等を手がけた。一九二〇年(大正九年)、衆議

院議員選挙に立候補し、当選。以後、当選一四回。政界入りしてからも、普通選挙運動の推進や台湾議会設置運動への支援などを行った。治安維持法の制定についても、反対の態度を貫いた。しかし、その後、親軍派に転向し、五一五事件の裁判では被告人側の弁護人を務めた。戦後は、戦前の親軍派転向を理由に公職追放された。極東国際軍事裁判では、日本側弁護団副団長および東条英機元首相の主任弁護人を務めた。公職追放解除後も憲法改正を主張するなど、典型的な戦前派の保守政治家と目された。

(45) 一八七六年(明治九年)二月―一九二七年(昭和二年)五月一三日。鹿児島県出身。小学校校長を経て、日本大学を卒業後、一九〇九年(明治四二年)に司法官試験となったが、翌年退官し、弁護士を開業した。一九二〇年(大正九年)の衆議院議員選挙に立候補し、当選。一九二四年(大正一三年)の衆議院選挙でも再選された。

(46) 『第五十回帝国議会衆議院治安維持法案(政府提出)委員会議録(速記)第五回(大正一四年三月三日)』一頁。

(47) (48) 同五頁。

(49) (50) 同八頁。

(50) (51) 同一〇頁。

(52) 同一〇頁。

(53) 同一―一二頁。

(54) 同一二頁。

(55) (56) 同一二頁。

(57) 同一二―一七頁。

(58) (59) 同一六頁。

(60) 同一八―二四頁。

(61) 同一五頁。

- (62) 同二六頁。
- (63) 同二六―二八頁。
- (64) 同二九頁。
- (65) 一八九〇年(明治三三年)―一九六三年(昭和三八年)九月二日。愛知県出身。東京帝国大学法科大学を卒業後、一九二四年(大正一三年)の衆議院議員選挙に立候補し、当選。以後、当選四回。その間、第二次若槻内閣で、開拓使参与官を務めた。戦後は、一九五五年(昭和三〇年)の衆議院議員選挙で当選、後に参議院議員に転じた。
- (66) 一八八四年(明治一七年)三月―一九四一年(昭和一六年)一月二三日。福島県出身。早稲田大学を卒業後、一九二四年(大正一三年)の衆議院議員選挙に立候補し、当選。以後、当選六回。第二次若槻内閣、第一次近衛内閣では陸軍参与官を務めた
- (67) 一八八七年(明治二〇年)八月―一九二七年(昭和二年)二月二三日。埼玉県出身。東京帝国大学法科大学を卒業。朝鮮総督府試補、陸軍省御用掛、青島守備隊民生部事務官等を務めた後、弁護士を開業した。一九二四年(大正一三年)の衆議院議員選挙に立候補し、当選した。
- (68) 『第五〇回帝国議会衆議院治安維持法案(政府提出) 委員会議録(速記) 第六回(大正一四年三月四日)』二頁。
- (69)(70) 同三頁。
- (71) 同二二頁。
- (72) 同四―六頁。
- (73) 同六―八頁。
- (74) 同八頁。
- (75) 同三一―七頁。
- (76) 同七一―二〇頁。

- (77) 一八六七年(慶応三年)一〇月―一九三七年(昭和十二年)五月二三日。和歌山県出身。英吉利法律学校を卒業後、日清戦争において陸軍省雇員として大本営付となる。その後、台湾に移り、弁護士を開業し、台湾弁護士会会長、北海鉱業社長などを歴任し、日刊台湾民報の発行も行った。一九〇八年(明治四十一年)の衆議院議員選挙に立候補し、初当選。通算六回の当選を果たした。一九三〇年(昭和五年)、浜口内閣の通信政務次官に就任し、一九三一年(昭和六年)一二月には衆議院議長に選出され、翌年一月まで在任した。一九三二年の総選挙で落選し、政界を引退した。
- (78) 一八八三年(明治一六年)一二月―一九二七年(昭和二年)一二月一日。静岡県出身。慶應義塾大学、ロンドン大学を卒業。大阪毎日新聞記者から実業界に転じ、富士薬品工業等の重役などを歴任。一九二〇年(大正九年)の衆議院議員選挙で政友会から立候補し、当選。
- (79) 『第五十回帝国議会衆議院治安維持法案(政府提出) 委員会議録(速記) 第七回(大正一四年三月六日)』一―六頁。
- (80) 同六頁。
- (81) 同六―九頁。
- (82) 同一〇頁。
- (83) 同一〇―一一頁。
- (84) 同一一頁。
- (85) 同一一―一二頁。
- (86) 同一二―二四頁。
- (87) 同一四頁。
- (88) 同一五頁。
- (89) 『官報號外 第五十回帝国議会衆議院議事速記録第二十四号(大正一四年三月八日)』五五三―五五七頁。

(90) 一八八二年(明治一五年)二月三日―一九四三年(昭和一八年)一月一日。和歌山県出身。大地主で事業家の四男として生まれる。早稲田大学に入学し、欧米に留学。一九二〇年(大正九年)の衆議院議員選挙で和歌山四区から立候補し、立憲政友会の勇として知られた中村啓次郎に大差をつけてトップ当選した。女性の政治参加への道を開くべく、治安警察法の改正案を無所属四名で議会に提出した。一九三三年(大正一二年)、議会で関東大震災時における朝鮮人大虐殺事件の真相を追求する演説を行い、尾崎行雄から「わが国議会演説史にちりばめられた不滅の宝石」と絶賛された。また、一九二九年(昭和四年)には、議会で張作霖爆破事件の真相に迫る演説を行った。太平洋戦争下でも議席を得て、政治活動を続けたが、大政翼賛会には入らずに無所属を通した。一九四一年(昭和一六年)、東条首相に対して戦争に反対する意見を述べたことでも知られる。

(91) 一八九一年(明治二四年)一月―一九五〇年(昭和二五年)一月三〇日。兵庫県出身。日本大学を卒業後、弁護士試験に合格。ベルリン大学、ミュンヘン大学で法学を学んだ。帰国後、弁護士を開業する傍ら、日本大学幹事兼学生監を務めた。一九二四年(大正一三年)の衆議院議員選挙に立候補し、当選以来、六回の当選。安倍内閣の鉄道政務次官に就任し、一九四三年(昭和一八年)から一九四六年(昭和二年)まで姫路市長を務め、東京毎日新聞社の副社長も務めた。

(92) 前掲『官報號外 第五十回帝国議会衆議院議事速記録第二十四号(大正一四年三月八日)』五五七―五六〇頁。

(93) 同五六―一五六二頁。

(94) 同五六三頁。

(95) 一八七四年(明治七年)五月―一九四五年(昭和二〇年)二月二日。岡山県出身。明治法律学校(現在の明治大学)を卒業後、判検事試験に合格し、司法官試験として高松裁判所に赴任したが、半年で辞任し、大阪市で弁護士を開業した。大阪市会議員を経て、一九二〇年(大正九年)の衆議院議員選挙に立候補し、補欠当選。以後、当選回数は合計五回。当初は立憲国民党に所属したが、解党後は革新倶楽部を経て、立憲政友会に参加した。

- (96) 一八六七年(慶応三年)三月一日―一九三四年(昭和九年)三月一日。岐阜県出身。慶応義塾大学を卒業後、アメリカに留学し、苦学した。帰国後、出版業を経て、三井財閥に招聘され、永らく紡績会社の経営に携わり、紡績王と称せられた。日本的経営論を考案し、「経営家族主義」と「温情主義」を提唱、実践した。一九一九年(大正八年)にワシントンで開催された第一回国際労働会議には資本家代表として出席した。一九三三年(大正一二年)、政界浄化による階級闘争防止と経済自由主義に基づく安価な政府の実現を目指して、実業同志会(後に国民同志会)を結成し、会長となる。一九二四年(大正一三年)の衆議院議員選挙に立候補し、当選。武藤を含め、実業同志会からは一名が当選した。一九二八年(昭和三年)の衆議院議員選挙でも武藤を含め四名が当選し、立憲政友会、立憲民政党に次ぐ第三政党として、議会でキャスティングボードを握った。一九三〇年(昭和五年)の衆議院議員選挙でも、国民同志会から六名が当選した。一九三二年(昭和七年)、政界を引退し、私財を投じて、国民の政治教育のために国民会館を設立した。また、経営担当者に就任した時事新報社では、ペンを通じて政財官の癒着を暴き、「政商」や「御用新聞記者」等を厳しく攻撃したために、権力者から付け狙われ、一九三四年(昭和九年)三月九日、自宅近くで狙撃され、翌日死亡した。
- (97) 一八八一年(明治一四年)四月―一九七四年(昭和四九年)一月二〇日。北海道出身。早稲田大学を卒業後、旭川市会議員を経て、一九二四年の衆議院議員選挙に立候補し、初当選。連続九期当選した。立憲民政党遊説副部長を務めた外、一九三九年(昭和一四年)、阿部内閣の鉄道参与官に就任した。戦後は衆議院治安委員長、同地方制度委員長等を歴任し、旭川商工会議所会頭なども務めた。
- (98) 前掲『官報號外 第五十回帝國議會衆議院議事速記録第二十四号(大正一四年三月八日)』五六七―五七〇頁。
- (99) 同五七一―五七二頁。
- (100) 同五七四頁。
- (101) 同五六四―五六七頁。

(102) 同五七〇―五七一頁。

(103) 同五七二―五七四頁。

(104) 同五七五―五七六頁。

(105) 同五七―五七八頁。

(106) 同五七八―五八一頁。

(107) 同五八一頁。なお、前掲『治安維持法』六〇頁によれば、採決では反対一八名(革新倶楽部五名、中正倶楽部四名、無所属三名)のほか、与党からも棄権者一〇名(憲政会七名、政友会三名)が出たが、野党の政友本党も賛成に回り、賛成多数で法案が可決されたとされる。

### 3 貴族院での審議

一九二五年三月二日、法案は貴族院に回付された。同三月二日に開催された貴族院本会議では、治安維持法案についての第一讀会が行われた。冒頭で、國務大臣(内務大臣)若槻礼次郎から法案提出の理由説明があった。

次いで質疑に移ったが、議員の質問のほとんどは、法案に賛成という立場からなされたものであった。すなわち、服部一三議員の質問は、「大體、此案ハ誠ニ結構ナ案デアツテ、速ニ此案ガ通過スルコトヲ希望致シマス」などというものであった。<sup>(108)</sup> 山脇玄議員も、「私ハ本案ニ対シテ絶対ニ反対スルモノデハナイノデアリマス」、「国民教育ノ普及徹底、……其次ガ多衆民衆ノ生活ヲ安定スルコト、……其次ガ多衆民衆ヲ自覚セシメテ責任觀念ヲ養フコト、……其次ガ労働運動ヲシテ秩序節制アラシムルコト、……是ヨリ外ニ私ハ此危険思想ヲ防グ方法ハ他ニナイト思フ」、「唯今、賢明ナル司法大臣ノ御答弁ニ依ツテ、私ハ十分了解ヲ致シマシタ」等というものであつ



た。<sup>⑩</sup> 澤柳政太郎議員の質問も、「我が国體ハ実ニ尊ク且ツ非常ニ力ノ強イモノデア、是ガ動サレルト感ズルノデア、是ガ危険ニ瀕スルト感ズルノデア」等というものであった。<sup>⑪</sup> 志村源太郎議員の質問も、「共同生産デアルトカ、或ハ共同管理、是等ノ事柄ニ……此法律ヲ適用スルヤウナコトガ出来ハセヌカト云フコトヲ審判イタスノデアリマス」等というものであった。<sup>⑫</sup>

このような中で注目されたのは、侯爵徳川義親の質問であった。ポイントは次のようなものであった。

私ハ茲ニ提出サレマシタ治安維持法案ガ愈々法律ト致シマシテ發布サレマシタ時ニ、其性質ノ上カラ考へ、其実施ニ付テハ誠ニ私ハ懸念ヲ有スルモノデゴザイマス

斯様ナ法案ト云フモノハ、兎角、国民ノ思想ノ善導ニ役ニ立チマスルヨリモ、寧口却テ之ヲ激成イタシマシテ、国家ヲ危殆ナラシメタト云フ例ハ歴史上ニ可ナリ多イデアリマス

最近、各高等学校ニ於キマシテ、近代思想ノ研究団ヲ解散セシメラレタト云フ例ガゴザイマスガ、是等ニ依リマシテ考ヘマシテモ、時ニハ穩健ナ社会改造ノ思想ヲ懷イテ居ル者……マデモ、圧迫ヲ受ケルト云フヤウナ虞レハナイデアラウカト云フコトヲ心配シテ居リマス

此治安維持法ナルモノハ……誤ツテ之ヲ用キマシタナラバ、無辜ノ民ヲ傷ツクル兇器トナル虞レガアルノデアリマス

我々皇室ノ殊遇ヲ受ケル者ハ殊ニ此點ニ付テ心ヲシナケレバナライノデアリマス、私ハ此虎ノ門事件カラ鑑ミマシテ、茲ニ心配ニ堪ヘナイ……

第一讀会の質疑は以上で終了ということにされた。そして、「治安維持法案ハ重要ナル案件デゴザイマスルガ故ニ、特別委員ノ数ハ十五名ニ致シテ、其ノ指名ヲ議長ニ一任アラムコトノ動議ヲ提出イタシマス」との動議が出され、治安維持法特別委員会の委員が指名された。徳川義親が委員に選ばれるということとはなかった。

特別委員会は三月一三日、一四日、一六日、一七日と四回も開催されている。しかし、その委員構成から見て、委員会の結論が法案反対や法案修正に傾くことはあり得なかった。そして、三月一九日に開催された貴族院本会議では、治安維持法案に係る第一讀会の続きが行われた。その冒頭で、特別委員会委員長の侯爵二条厚基から委員会報告<sup>(11)</sup>があつた。その概要は次のようなものであつた。

治安維持法特別委員会ノ経過並ニ結果ヲ御報告イタシマス、……先ズ第一ニ提出ノ理由トシテ、司法大臣カラ……更ニ新シイ所ノ法律ニ依ツテ取締ラナケレバナラヌト云フヤウナコトヲ理由トシテ言ハレタノデアリマス、……委員会ニ於キマシテハ之ニ對シテ慎重ナル審議ノ下ニ、多種多様ノ質問応答ガアツタノデアリマス

斯ウ云フ質問ガアツタノデアリマス、……単ニ此法案ノミデ取締ル目的ヲ達スルカドウカ、即チ一方ニ思想悪化ノ原因デアリマスル所ノ、失業者ノ増加ガ益々大トナリ、及其他、教育上ノ欠陥ガ益々著シクナツテ居リマシテ、ソノ為ニ此思想ノ悪化ノ原因ガ益々甚シクナル、之ニ對スル対策ガアルカドウカト云フヤウナ質問ガアツタノデアリマス、……其他ニ又斯ウ云フヤウナ質問ガアツタノデアリマス、日露条約締結後ニ於キマシテ、我国ノ思想界ト云フモノハ今後樂觀スベキモノデアルカ、悲觀スベキモノデアルカ、政府ハ如何ニソレヲ見ルカト云フヤウナ大體的ノ御質問モアツタノデアリマス、……其次ニ又斯ウ云フヤウナ質問ガアリマシタ、此法案ヲ、ナゼ単行法トシテ出シタノデアルカ、其理由如何ト云フヤウナコトモ有リマシタ

先ズ大體論トシテノ質問ハ此クラキニ止メテ置キマシテ、次ニ條文ニ付テノ質問応答ガアツタノデアリマス、  
……第一條ノ事ニ付キマシテ非常ニ多ク論議サレタノデアリマス、其中ノ二三ヲ御紹介イタシマス、……  
〔政體〕ヲ除カレタト云フコトニ付テ、政府ニ執ツテハ遺憾ニ思フカ或ハ否ヤト云フヤウナ質問モアツタノデアリマス、又次ニ斯ウ云フヤウナ質問モ有リマシタ、第一條ニ「政體」ト云フ文字ヲ最初入レタル際ニ、当局デハ……極右傾ノ反動団体ノ結社、例ヘバ君主專制主義ノ如キ団体等ヲ予期シテ居ツタカドウカト云フヤウナ御質問モアツタノデアリマス、……衆議院ノ修正ニ對シテハ同意ヲ表シタノデアルト云フヤウナ御答弁デアツタノデアリマス、其次ニ又斯ウ云フヤウナ御質問ガアツタノデアリマス、第一條ノ中ニ在リマスル結社ヲ組織スルト云フコトト、ソレカラ第二條ノ実行スルコトニ協議ヲシタト云フコトト、其行為ニ於テ其處ニ程度ガ多少違ヒハシナイカ、実行スルコトニ協議ヲシタト云フ方ガ、結社ヲ組織シタト云フヨリ一步進ンダ行為デハナイカ、ソレニモ拘ラス、前者ヲ十年トシ、後者ヲ七年トシタ刑罰ヲ科スルト云フコトハ、ドウ云フ意味デアルカト云フヤウナ御質問モ出タノデアリマス

其他、色々多岐ニ互ツテノ質問応答ガゴザイマシタガ、ソレヲ悉ク申上ゲルト云フコトハ不可能デアリマスルノデ、其他ノ點ニ付キマシテハ何卒速記録ヲ御讀ミヲ願ヒタイト思ヒマス

サウ云フヤウナ質問応答ノ結果、其次ニ討議ニ移ツタノデアリマス、各委員ノ多数ノ意向ハ、大體、此法案ハ決シテ十分トハ言ウコトハ出来ナイ、併シナガラ現在ノ必要ニ迫ラレテ居ルコトト、ソレカラ衆議院ノ決議ヲ尊重スルト云フ意味ニ於テ、此際可決スルコトガ穩当デアラウト云フヤウナ意見ヲ多数有タレ(ママ)テ居ラレマシテ、サウシテ此際、次ノヤウナ意味ヲ附加シテ、政府当局ニ其伝達ヲ致シタイト云フコトデ、斯ウ云フコトヲ特別委員全体デ政府委員ニ伝ヘタノデアリマス、斯ウ云フ法案ヲ産ミ出シタト云フコトハ誠ニ遺憾千

萬ナコトデアアル、併ナガラ事實必要アル以上ハ已ムヲ得ナイ、唯、其将来ニ於テ其原因ヲ糾シ、以テ十分ニ努力ヲ拂ツテ貫ヒタイ、其一ツニハ生活難ガ最モ此思想悪化ノ原因デアアル、其點ニ付テ十分ニ努力シテ貫ヒタイ、又次ニ教育ノ欠陥ヨリシテ思想上ノ悪化ヲ来タシタノデアアルカラ、其點ニ付テ十分ニ思想善導ノ方面ニ積極的ノ努力ヲシテ貫ヒタイ、ト云フヤウナコトヲ全部ノ意思トシテ伝ヘタノデアリマス、ソレニ對シマシテ司法大臣ハ其意思ヲ尊重シテ、出来ルダケ努力スルト云フ所ノ御答ガアツタノデアリマス、尚ホ其外ニ或一委員カラ致シマシテ、政府当局ニ對シテ一言希望ヲ述べラレテ居リマス、……其希望ハ、此法案ガ通過シタ後ニ於テ、……嚴肅ニ此法案ヲ解釈サレテヤツテ貫ヒタイ……ト云フヤウナ御希望ト、ソレカラ其次ニ此法案ノ実行上、色々其齟齬スルコトガ沢山アリハシナイカ、ソレヲ今ヨリ十分ニ注意ヲシテ貫ヒタイト云フヤウナコトヲ述べラレテ居ルノデアリマス

サウ云フヤウナコトデ此大體ノ討論モ終リマシテ、サウシテ茲ニ本案ガ全会一致ヲ以テ無修正、無条件ニテ可決サレタノデアリマス

このような委員長報告に対し、質疑の発言通告が、志水小一郎、副島道正、阪本鈺之助の各議員からあった。清水議員の質問は、概要、「無政府主義者、共産主義者ナドノ人々ハ、ナカナカ決意ノ堅イモノデアルカラシテ、之ニ對シテ餘リ刑罰ヲ設ケテモ効ガナイノデハナイカ」、「是等ニ對スル刑罰ノ目的ハ排斥トカ隔離トカ云フコトニ在ルノデアリマスマイカ、サスレバ僅々十年以下ノ懲役ヲ以テ、果シテ其目的ガ達セラル、ノデアリマセウカドウカ」、「國體変革ナル目的ガ、暴力ニ依ルニアラズシテ達シ得ラル、ノデアルカドウカ」、「結社ヲ組織スルト云フコトハ抑々トシナコトヲ意味サル、ノデアリマスカ」、「本法ノ罪ノ裁判管轄ハドウナツテ居ルノカ」、

「原案ヲ維持スルニ付テ冷淡デアツタノデハナイカ」等というものであった。<sup>(14)</sup>

副島議員の質問は、「若シ普通選挙ト云フモノガ実行サル、コトニナレバ、或ハ益々人心ヲ煽動スル處ノ煽動政治家ガ出テ来ルコトナキヲ保シ難イト私ハ思フノデアリマス」という観点からのもので、「私ハ治安維持法案ニ決シテ反対デハナイノデアリマス」と断つた上でなされた。<sup>(15)</sup> 阪本議員の質問は、「結社ヲ組織シ」という文字は「甚ダ奇態ナ文字ノヤウニ考ヘマスガ如何カ」等というものであった。<sup>(16)</sup>

以上で通告者の質疑は終了し、その後は通告願による討論に移つた。徳川義親議員および大河内輝耕議員が討論を行つた。徳川議員は、三月一日の貴族院本会議に引き続いて、本案に賛成できない理由を次のように披露した。<sup>(17)</sup>

私ハ決シテ共產主義者デモナク、無産主義者デモゴザイマセヌガ、尚ホ此法律ヲ恐レルノデゴザイマス、特権階級中ノ特権階級デアル吾々ガ、本案ニ遂ニ賛成イタサナイ意見ヲ表明イタシマスコトハ、餘程勇氣ヲ要スル次第デゴザイマス、併シ敢テ茲ニ私ガソレヲ致シマスルノハ、……治安維持法ノ目的ガ、却テ反対ノ結果ニ陥リハシナイダラウカト云フコトヲ、私ハ恐レルノデゴザイマス

私ノ見マス所ニ依レバ峻厳極マリナイ此法律ノ実施ニ當リマシテ、政府当局ニ果シテ十分ナ用意ガアリヤ否ヤ、細密ナ用意ガ欠ケル所ガアルヤウニ思ハレルノデ、私ハ茲ニ賛成出来兼ネルノデゴザイマス

我々日本人ト致シマシテ永久ニ虎ノ門事件ノコトヲ忘レテハイケナイト云フ、ソレダケノコトデゴザイマス

この徳川議員の討論を受けて、大河内議員から、「唯今ノ徳川侯爵ノ反対論ハ、言葉極メテ簡単デアツテ意ノ

在ル所ハ極メテ重大デアル、此點ニ付キマシテ我々ガ此法案ニ賛成ヲ致シマシタ理由ニ付キマシテハ一言弁明ヲ要スルカト存ジマシテ、茲ニ登壇ヲ致シタ次第デゴザイマス」という発言があつた。

我々モ其道ニ造詣ノ深イ徳川侯爵ト手ヲ携ヘテ、及バズナガラ此點（思想ノ善導或ハ生活ノ安定―引用者）ニ於テ大ニ盡シタイ、此法案ハ此儘通シテ置イテ、サウシテ根本的ノ活動ニ付テハ、驥尻ニ附シテ盡力ヲ私ハ致シタイト思フテ居ル、健全ナル労働者庶民階級ノ運動ニ付キマシテハ、我々ハ寧口之ヲ歎ブモノデアル、此法案ハ決シテ斯様ナモノヲ彼レ此レスルノヂヤナイ、……法文ハ、如何ニ之ヲ拡張シテ解釈シテモ、是等ノモノニ向ツテナニスル所ハナイノデゴザイマス

（徳川侯爵ハ―引用者）餘リニ御心配ニ過ギテ居リハシナイカト思フ點モゴザイマシタカラ、一言賛成ノ趣旨ヲ弁明イタシテ置キマス

大河内が法案に賛成した理由は、概要、このようなものであつた。<sup>(118)</sup>大河内によれば、徳川義親の懸念が「心配ニ過ギル」として退けられたが、その後の法の歩みは義親が懸念した通りのことになつた。

他に討論の通告者がいなかったことから、第一讀会での討論は終了し、本案の採決に移つた。議長から、「本案ノ第二讀会ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ求メマス」という発言があり、賛成多数で、第二讀会を開くことに決せられた。

続いて、「直チニ本案ノ第二讀会ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス」との動議が出され、「異議ナシ」で、第二讀会が直ちに開かれた。第二讀会では、冒頭で、議長から、「本案全部ヲ問題ニ供シマス、全部原案ニ御異存ゾ

ザイマセヌカ」、「御異議ナイト認メマス」との発言があり、「直チニ本案ノ第三讀会ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス」との動議も賛成があつた。

議長から、「直チニ本案ノ第三讀会ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ」と諮られ、「異議ナシ」の声があり、「御異議ナイト認メマス」とされて、直ちに第三讀会が開かれた。冒頭で、議長から、「第二讀会ノ決議通りデ御異存ゴザイマセヌカ」と諮られ、「異議ナシ」の声があり、「御異議ナイト認メマス」とされた。

このように、三月一九日の貴族院本会議では、徳川義親議員が反対しただけで、法案が可決された。過激社会運動取締法案のときと異なり、治安維持法案に対して貴族院が反対するということは特になかった。こうして、治安維持法案は、一部修正して可決成立することになった。<sup>(19)</sup> 成立した法案の内容は、次のようなものであつた。

第一条 国體ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二条 前条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三条 第一条第二項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行其ノ他生命、身體又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五条 第一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供與シ又ハ其

ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知りテ供與ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同シ

第六条 前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免除ス

第七条 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

附則

大正十二年勅令第四百三號ハ之ヲ廃止ス

同法の罰則の中心が第一条の罪にあつたことは改めて詳述するまでもなからう。この点については、既に次のような分析が示されているところである。<sup>(120)</sup>

治安維持法の本質が「結社」取締法にあるという見方からすれば、「結社」と無関係におこなわれうる一定の実行行為（一定の目的実行の協議、煽動および一定の目的をもつ騷擾・暴行などの煽動）を規定する第二条ないし第四条は、ほんのつけ足し規定にすぎない。ただ、第五条が処罰の対象とする「金品其ノ他財産上ノ利益ヲ供与」する行為は、「結社」の組織行為に対する援助という形でなされるばあいが多いから、これは結社取締規定の性質を有するといえよう。第二条以下はつけ足しといつてしまつたが、実際上の効果からいつても、規制すべき「結社」が存在する限りは（例えば、典型的に言えば、日本共産党が成立し存続しているかぎりには）、たいていのことは第一条でやれるのである。やれない場合といふのは、……京都府学連事件のように、取締るべき学生らの行為を「結社」と結びつけたくても、肝心の「結社」が存在しないばあいである。京都府学連事



件のさいには、日本共産党もしくはそれに類する非合法「結社」が存在せず、被告人らは第二条・第三条の協議罪・扇動罪を問われたのであった。これは、のちの展開との関係でいえば例外的な事件である。

治安維持法は四月二二日に、法律第四六号として公布された。<sup>(108)</sup>それに伴い、治安維持令は廃止された。そして、治安維持法は同年五月一二日に施行された。治安警察法は存続されたので、以後、治安警察法は、共産党を支援する団体を禁止し、共産党の支持基盤を断つことで、治安維持法と補い合いながら、その真価を発揮した。同じく出版法と新聞紙法も、出版物を取り締まることに変わりはなかった。<sup>(109)</sup>

(108) 『第五十回帝國議會貴族院議事速記録第二十三號(大正十四年三月十一日)』五五六―五五八頁。

(109) 同五五九―五六四頁。

(110) 同五六四―五六九頁。

(111) 同五六六―五七八頁。

(112) 同五七二―五七四頁。なお、徳川義親(一八八六年一〇月五日―一九七六年九月五日)は尾張徳川家の第一九代当主で、昭和天皇とは生物学で兄弟弟子の關係にあつた。

(113) 『第五十回帝國議會貴族院議事速記録第二十五號(大正十四年三月十九日)』六四五―六四七頁。

(114) 同六四八―六五三頁。

(115) 同六五三―六六二頁。

(116) 同六六二―六六三頁。

(117) 同六六四頁。

(118) 同六六四―六六五頁。なお、子爵・大河内輝耕の父は上野高崎藩第十代藩主の子爵・大河内輝声で、母は侯爵・

徳川慶喜の八女の徳川国子であった。

(119) 前掲『治安維持法小史』四九頁以下によれば、治安維持法成立の外在的な要因について、「通説は、治安維持法の成立を普通選挙法という国内的要因にのみ着目してきたのに対して、新しい説は、対ソ関係……という国際的要因に焦点を当てたのは重要である。」「けれども、この説にもいくつかの問題がある。」「なんどでもいうが、『アメとムチ』説や『日ソ基本条約』説を排斥してしまうつもりは、私にはない。ただ不十分な部分があるというのである。」「とされ、その他の成立要因として、過激社会運動取締法案の挫折の場合との対比において、①第五〇議会では立法者の側の法案成立への意思統一がみられる点で、第四五議会の場合とちがう、②治安維持法案は前の法案にくらべてはるかに上手に法文が構成されており、濫用のおそれのない制限的な立法だという主張が外に向かって一定の説得力をもなっており述べられた、③法案中の「国体」概念のもつ独特な言語的魔力を軽視することができない、④治安維持法案に対する議会外勢力、とりわけ新聞界の反対論が、過激社会運動取締法案のばあいと対照的に弱々しいものであった、などの点があげられる。

(120) 前掲『治安維持法小史』六七頁以下。

(121) ちなみに、前掲『治安維持法小史』五五―五六頁によれば、過激社会運動取締法案についての議会の反対は治安立法自体に対してではなく法案の出来具合に向けられていた結果、過激社会運動取締法案の修正案として、議会の批判がある程度取り入れて出された治安維持法について批判がしにくくなったのではないかと分析されている。ただし、議会での審議状況等に鑑みれば、それにも増して、中澤が既に指摘しているように、「護憲三派」が政権党についてという点がより大きく与っているように見受けられる。

(122) 前掲『治安維持法』六〇―六一頁等を参照。

#### 4 治安維持法の発動

治安維持法は施行されたが、当局はその適用の対象や適用の対象や時期に具体的な目途を立てていたわけではなかった。そもそも治安維持法がその標的にした共産党についてみれば、一九二二年七月一五日に創立された第一次共産党は、治安維持法成立以前に治安警察法という旧法の下で弾圧を受け、二四年三月、組織内部から解党論が提起されて解党してしまっていた。また、大正中葉まで反体制運動の中で一定の役割を果たしていたアナークストらも、治安維持法が成立した頃には、急速に勢力を衰えていた。治安維持法制定過程では、なお立法者はアナークイズム組織を取り締る腹積りであったが、組織自体が弱体化したために、この点でも治安維持法はその適用対象を失っていた。<sup>(1)</sup>

#### (一) 治安維持法の成立と改正について

このような時に京都府学連事件が起こった。各大学・高校・専門学校では一九一〇年代前半からマルクス主義の研究および普及等を目的として社会科学研究会（社研）が続々と誕生していた。一九二四年（大正一三年）九月には四九校の社研が参加する学生社会科学連合会（学連）も発足し、瞬く間に会員一六〇〇名を擁する大組織に発達した。学連は一九二五年（大正一四年）七月、代議員八〇名を集めて第二回全国大会を京都帝大で開催した。労働争議や労働学校等に対し積極的に支援を行っていたことなどもあって、特高警察は学連の動静に注目しつつ、いわゆる「泳がせ戦法」をとっていた。「勇み足」ともいえる検束に踏み切ったのは京都府警察特高課であった。特高課の警官がたまたま同志社大学の構内に軍事教練反対のビラが掲示してあるのを見かけたところ、このビラをたどって「左傾」学生の組織を辿っていけばどこかで上部の指導部に行き当たるかもしれないと考えた特高課は、一九二五年一二月、全市の警察署特高係を動員して京都帝大や同志社大学等の社研会員の自宅や下

宿等を出版法違反で急襲して家宅捜索を行うとともに、学生三三名を検束した。書物等の文書も大量に押収された。犯罪容疑事実を発見するための「見込み検束」だったことは明らかであった。しかも、京大の寄宿舎で立会人なしに捜索を行ったことなどから、大学自治に違反するといった抗議を受け、府知事が陳謝するという事態に追い込まれた。検束された学生全員も程なく釈放された。<sup>2)</sup>

この「泰山鳴動ネズミ一匹も出ぬ有様に府警部の焦燥深し」と報じられた京都府学連事件に着目したのが司法省であった。同事件を治安維持法事件に仕立て直して、治安維持法を初適用すべく検討を開始した。司法省が京都府学連事件にどんなに熱心に精力を注いだかは、一九二五年（大正一四年）一月一六日に林頼三郎司法次官、小山松吉検事総長、各控訴院検事長、各地検検事正または首席検事、各府県特高課長によって検討のための秘密会議が司法省でもたれたことから明らかであろう。司法省は、治安維持法本来の目標を追求するというのではなく、学連の中心人物を刑事政策で叩き潰すことよって「左傾」学生運動全体に冷や水を浴びせようと目論んだといわれる。司法省は翌一九二六年（大正一五年）一月一五日、治安維持法の初適用に踏み切ったのであった。同一月以来四ヶ月にわたって、思想検事平田勲（東京検事局）の指揮のもとに各府県警察部特高課を動員して、記事報道を差し止めた上で全国の社研会員の検挙が実施された。検挙の対象は京都府内にとどまらず、全国に広げられた。社研に関係があると見なされた京大の河上肇や同志社大の山本宣治、河野密、関学の河上丈太郎ら学教員に対しても家宅捜索がなされ、山本は捜索を理由に同大を免職となった。検挙された学生のうち三八名は治安維持法違反、出版法違反および不敬罪で起訴された。ただし、京都府学連事件が治安維持法の想定する本来の事件でなかったことは同事件に対する治安維持法の適用法条が第一条でなかったことから明らかであろう。しかし、一九二七年（昭和二年）五月の京都地裁による第一審判決では、出版法違反及び不敬罪については特赦

とされたが、治安維持法違反では三七名に禁錮一年以下等の有罪が言渡された。弁護人と検察は共に控訴したが、一九二九年(昭和四年)一二月の大坂控訴院による控訴審判決では、逆に一八名に対し懲役七年以下というより重い刑が言渡された。一九三〇年(昭和五年)五月、大審院による上告棄却により有罪及び量刑が確定した。<sup>(3)</sup>これが第二次京都府学連事件といわれるものであった。

第一条違反ではなかったということから、京都府学連事件は治安維持法適用事件としては先例性に乏しいものにならざるを得なかった。しかし、この初適用が司法省のその後の治安維持法の適用・運用に与えた意義は少なくなかった。学連事件には中央および大阪の思想犯専門の検事や司法事務官が取調べに参加したが、ここに登場する面々は三・一五以降制度化する思想係検事のパイオニアであった。彼らにとつて京都府学連事件は実地研修の意味があった。研修成果はやがて三・一五以降の検挙並びに取調べに十分發揮されることになった。意義の第二は、京都府学連事件への司法省の対応にみられる「報道管制」はその後の多くの治安維持法事件でも採用されることになったという点である。「報道管制」は記事解禁後のセンチシヨナルな事件報道を帰結し、結果として当局の思う壺に嵌ってしまったからである。第三は、司法官僚が京都府学連事件を拾い上げ、これに治安維持法違反のレッテルを貼つたことにより、文部省および大学・高専などの学校当局はそれまでも徐々に強化しつつあった学生運動の規制に一層拍車をかけることになった。これを奇貨として政府は河上肇らの学外追放を目論んだからである。<sup>(4)</sup>

(1) 前掲『治安維持法小史』七一―七二頁等を参照。

(2) 同七四―七六頁等を参照。

(3) 同七六―八三頁等を参照。

(4) 同八三―九二頁等を参照。